

令和4年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年9月7日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和4年9月7日(水) 午前 8時59分
閉 会 日 時	令和4年9月7日(水) 午後 2時39分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 加藤 久子 金澤 孝太郎 野本 恵司 潮田 幸子
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 5 2 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 4 号	令和 4 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 5 6 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち、本委員会に付託された部分	認 定
第 5 9 号	令和 3 年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	田口 千恵子	教育部長	齊藤 隆志
こども未来部副部長	佐々木晴美	教育部参与	大島 進
こども未来部参事兼		教育部副部長兼	
子育て支援課長	高子 英江	教育総務課長	鳥沢 保行
こども応援課長	佐々木志万子	教育部副部長兼	
保育課長	矢澤 潔	学務課長	上岡 勝
		教育総務課中学校給食	
(健康福祉部)		センター所長（課長級）	竹井 豊
健康福祉部長	木村 勝美	生涯学習課長	高橋 和久
健康福祉部副部長	沼上 勝	学校支援課長	穂山 孝幸
健康福祉部参事兼		学校支援課教育支援	
健康づくり課長兼		センター所長（課長級）	久保田明子
新型コロナウイルスワクチン		スポーツ課長	川口 修
接種推進チーム課長	清水 恵子	中央公民館長（課長級）	新井 隆司
福祉課長	服部 和代		
障がい福祉課長	新島 政博		
介護保険課長	宮澤多喜也		
新型コロナウイルスワクチン			
接種推進チーム副参事	中山 尚子		
介護保険課副参事	中根 洋子		

吹上支所副支所長兼地域

グループリーダー（課長級）大島 和之

川里支所副支所長兼福祉

グループリーダー（課長級）吉田 勝彦

書 記
書 記

佐伯 幸子
中島 達也

(開議 午前8時59分)

(委員長) ただいまから本日の会議を開きます。

議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についての説明は終わっておりますので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) すみません、ちょっと暫時休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前8時59分)

◇
(開議 午前8時59分)

(委員長) 休憩を解きまして会議を開きます。

(潮田) それでは、議案第56号の令和3年度鴻巣市一般会計決算のほうの質疑をさせていただきます。幾つか通告をしておりますけれども、全体の時間の関係と、前任者が質問していただいているということがありますので、通告をしたもののうち少し選んでという形になってしまいますけれども、よろしく願いいたします。

143ページ、社会福祉協議会運営補助事業についてであります。これが令和2年度のほうの決算と比べますと700万円の減となっておりますが、コロナでたくさんの運営がされたのではないかというふうに思うのですが、この減の理由についてまずお伺いいたします。

(福祉課長) お答えいたします。

こちらの社会福祉協議会の運営補助事業でございますが、こちらについては決算の説明の中でもご説明をさせていただきましたが、社会福祉協議会に係る人件費等を計上しているものでございます。こちらの700万円の減の理由ということですが、令和2年度に相談業務の中で相談を強化する事業として、事業の対面での相談を受ける強化として、ウェブでの相談を受けたりとかというところで補助金をいただきまして事業設計したものが今年度はございませんでしたので、減額になったものです。

以上です。

(潮田) ページは145ページです。同じく福祉課でありますけれども、生

活困窮者自立支援事業、これ3つの事業がそれぞれまた減になって、委託料が減になっておりますけれども、この理由は何なのか伺います。

(福祉課長) 申し訳ございません。先ほどの訂正をさせてください。先ほどの社会福祉協議会のほうの700万円の減のところ、申し訳ございません、今質問していただいた答弁になってしまっておりましたので、もう一度先ほどの答弁から訂正をさせてください。

700万円の減の理由ということですが、こちらが社会福祉協議会のほうから毎年上がってきます決算等を鑑みて、社会福祉協議会のほうで運営補助金として申請をしていただいているものと併せて毎年予算化を協議しているものでございまして、今回についてはコロナ禍で事業がいろいろと整理をされたということで700万円の減をさせていただいたところでは。

それと、今回の3つの事業の減の理由ですが、生活困窮者自立支援事業、幾つか事業はあるのですが、その中で減になっているものというのは、全部減になっているわけではございません。先ほどお話をしたとおり、強化事業のところは補助金をいただいたところの部分がございましたので、そちらのところの部分は減になりましたが、その他のところは前年予算比どおりということで計上しております。

以上です。

(潮田) そうすると、143ページのほうの運営補助事業のほうについては、先ほどの訂正した答弁からすると、いろいろな事業がコロナのために中止になったからということなのかどうかということが確認です。これ確かに今まで社協のほうでやっていたいろいろなお祭りとか、ボランティア見本市とかそういったことでしょうか、とか、あとふれあい運動会とか、そういったものが中止になったからなのかどうかということ。

先ほど次のところでお聞きをした、145ページのほうでお聞きをした3つの事業のうち、全部が減なのではないという話がありましたけれども、何の事業が減で、何の事業が減ではなかったのかを伺います。

(福祉課長) 社会福祉協議会の運営補助事業のほうでございしますが、令和2年度については人件費相当、7,200万円出しておりました。こちらの

ほう、コロナのところで整理をしたと私先ほど答弁させていただいた説明がうまくいってなくて申し訳ございません。相談業務のところにおいていろいろとほかの補助金のところの部分で相談支援の、ほかの補助金を使って自立相談支援機関のところについて補助金を出していたりとかするものもあるのですけれども、社会福祉協議会のほうの内部留保金という、予算をいろいろと見まして700万円減にさせていただきました。ちょっとお待ちください。ちょっとお時間いただけますか。すみません。
(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時06分)



(開議 午前9時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉課長) 申し訳ございません。今手持ちの資料でどの事業がということがちょっと今ないので、用意をしてお答えさせていただきます。申し訳ございません。

(潮田) 分かりました。

続きまして、同じく145ページ、住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業のことですけれども、これ予算に対する執行率、また課題、コールセンターとかがどのように機能したのか伺います。

(福祉課長) 住民税非課税世帯の予算に対する執行率のところをお答えさせていただきます。

こちら事業費と事務費を計上させていただいておりまして、事業費が給付費になるところ、1世帯当たり10万円の給付費になるところなのですが、当初予算でいうと1万2,840世帯に対して予算化をいたしました。国庫補助の国の決定が65%ということでシーリングを図った関係で、交付決定額が8,346人に対して交付決定をされたところです。こちらのところに関しては、執行率100%になっております。

それと、事務費のところですが、事務費のところは予算化をさせていただいたものに対して、こちらは国の設計上、4年の12月の31日までということで事務に係るところに必要な経費のところを計上するようにとい

う指示がございました。そちらの部分に関しては、今年度事業が継続するところから繰越しをさせていただいているところも一部ございます。ですので、12月の31日までの執行率でいうと、予算的に見ましたものに対してはまだ、トータルでいうと30.2%ほどになるのですが、繰越しをかけた部分が今年度の執行になりますので、3年度の予算でいうところの部分でいうと80.02%の執行率でございました。

以上です。

（潮田）今の答弁からすると、これ自体は、これプッシュ型という形でよろしいわけですね。

それから、これについては申請が必要だった方というのはないということでしょうか。

（福祉課長）給付費のところに関しては、申請をいただいている方たちもいらっしゃいます。初日にちょっとご説明をさせていただきましたが、確実に鴻巣市の課税台帳において令和3年度に全員が非課税世帯であるという方に対しては確認書という、申請を必要としない方たちにお送りをさせていただきましたが、中には世帯の中に転入者がいらっしゃったり、一部課税者がお亡くなりになったりしたことによるまだ非課税かどうか分からない方、そういった方には申請をプッシュ型でお送りをさせていただきまして、申請の手段を取っていただきました。

以上です。

（潮田）続きまして、149ページの在宅重度心身障害者手当支給事業につきまして、これの支給人数、あとこの支給人数と扶助についての昨年度との比較をお伺いいたします。

（障がい福祉課長）それでは、お答えします。

在宅重度心身障害者手当の令和3年度の支給人数は1,152人です。令和2年度は1,143人なので、少し増加という傾向だと思います。

以上です。

（潮田）分かりました。これは、申請は本来必要な、これに関して言えば年齢制限とかというのは入っていないくて、対象というのは今ここに、この人数というのが年齢対象だったり、年収とかに影響するのでしょうか

か。要は障がいのある方で、鴻巣市内でねたきりというか、排せつのほうができないという方がこの人数だけというふうに思ってよいのかの確認をしたいと思います。

（障がい福祉課長）お答えします。

この在宅重度心身障害者手当は、住民税課税者は支給停止となっております。それなので、非課税者が対象ということです。

次に、年齢なのですけれども、65歳以上の手帳新規取得者は除くとなっております。それなので、高齢になって新規手帳された方は対象外ということになります。

以上です。

（潮田）65歳以上のほう、介護のほうでまた申請ができるということでもよろしいかと思えます。これについては大丈夫です。

ここの表の中にはない、151ページの在宅レスパイトケアのほうをちょっとお伺いしたいと思えます。これについては、在宅レスパイトケアの減というふうになっているのですが、これが減になった理由がちょっと理解できないので、お伺いしたいのですが。

（障がい福祉課長）在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業なのですけれども、確かにこの利用者が減っているのです。この理由はコロナによるもののかなというふうには思っていますが、それだけかどうかははっきり、利用者に聞かないと分からないことであったりとか、あるいは人数がもともと多いものではないので、例えば令和2年度が16人、令和3年度が9人の方の利用ということで、もともと利用する人数が少ないこともあるので、個人的な理由もあるのかと思っております。

以上です。

（潮田）分かりました。これについては、ちょっとこの理由をまた今後確認をしていく必要があるかなと思えます。希望をしても実際には予約が取れなくて少ないのかなという場合もあるかなというふうに思うので、ちょっとこれは後ほどもまたずっと追跡をしていきたいかなというふうに思っております。

153ページ、障害者自立支援給付事業のほうであります。これも給付が1

億8,000万円、こちらは増ですね。1億8,000万の増。これについての増の理由が分かれば。あと、実情と、またこの傾向について、コロナ等の影響があるのかどうかを伺いたいと思います。

（障がい福祉課長） それでは、障害者自立支援給付費の増加の理由と実情、傾向についてお話しさせていただきます。

障がいサービスの利用の増加が自立支援給付費の増加に影響していると考えられます。まず、利用者が増えています。令和2年の726人から令和3年度の777人となり、51人の増加となっています。また、コロナ禍の中、就労していて、精神障がいを患うことにより退職された方もおります。そのような方の中には、再度の就職を目指し就労移行支援や就労継続支援を利用していることから、就労系のサービスが増加しております。一方、サービスの利用の増加の理由として、障がい福祉サービス事業所の増加も考えられます。特に共同生活援助、グループホームですが、共同生活援助は事業所が増加しており、平成27年度には18事業所でしたが、令和3年度末には32事業所となり、6年間で1.8倍になっています。このようなことから、就労移行支援、共同生活援助などのサービスが増加傾向となっています。

状況は以上となっております。

（潮田） そうすると、今グループホームが大変に増えているということでもありますけれども、そのグループホームに入っている方の利用される自立支援給付費が多いということ。単純にグループホームを造るための予算というのがここから出ているというわけではないということでしょうか。

（障がい福祉課長） グループホームを造るというよりは、グループホームを利用されている方の給付費となります。それに、この1億8,000万という金額は増加しているのですけれども、これの主な増加の理由のところが生活介護、就労移行支援、共同生活援助となります。この3つのサービスを使うと合計が1億2,800万円となり、増加額の約7割ぐらいとなります。この辺が伸びているのだなというふうに傾向として思っております。

以上です。

（潮田）分かりました。

それでは、165ページの放課後児童クラブ管理運営事業のほうでお伺いたします。これは、コロナで学校の休校等が、今も起きていますけれども、令和3年度もたくさんあったかなと思います。その中での急遽の対応というのもあったかと思うのですけれども、突然学校が休校になる、でも元気な子はできれば学童のほうに行きたいというのがあるかと思うのですけれども、その対応や、そのことで指定管理であっても、また民間であっても両方ともすごく大変だったというような声を聞いているのですけれども、令和2年との比較から考えられる課題、令和3年度における課題というものがどういうものであったか伺います。

（こども応援課長）お答えいたします。

まず、学校の一斉休校、臨時休校につきましては令和2年度に行われました。令和2年4月8日から5月いっぱいだったかと思います。令和3年度につきましては、全体的な休校ではなくて学級閉鎖等の措置がされていたかと思います。令和元年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学級閉鎖等があった場合につきましては、閉鎖となった学級の児童については、インフルエンザのときと同様に、放課後児童クラブを利用することはできません。また、令和2年度の比較からの課題についてなのですが、令和2年度は、感染状況を鑑み、児童クラブを原則休室といたしました。国の方針によりこの期間も開室したものとみなすということですので、決算上の比較としては、指定管理料であるとか業務委託料ということでの比較の差異というのは、この休校に関するものについてはないという状態になっております。ただ、やはり現場としましては、令和2年度の話にはなってしまうのですが、学校が休校になったときに、やはりほかのクラブ、エッセンシャルワーカーであるとか、働かなければいけないご家庭のお子さんを預らなければいけないというところでは、指定管理施設、それから民間は閉めたのですけれども、直営の放課後児童クラブでどうしても必要なお子さんについてはお預かりを継続させていただいたという状況です。令和3年度はそういったこと

がなかったので、学級閉鎖等、通常の対応をさせていただいているという状況です。

以上です。

（潮田）すみません。そうすると、今の答弁からすると、学級閉鎖とか学年閉鎖の場合には放課後児童クラブはなかったということによろしいのでしょうか。というか、実際その場合、それでも子どもが家にいるというのはとても不安かなというふうに思うのですけれども、どのような対応だったのでしょうか。

（こども応援課長）まず、学級閉鎖があった場合につきましては、当然学校のほう、感染拡大防止でお休み、そのクラスの子はお休みになります。ですので、そのままご自宅でお過ごしいただくという形になっております。ただ、学級閉鎖になっていないクラスのお子さんについては、当然学校に行って、そのままクラブをご利用いただいているという状態です。

（潮田）そうすると、令和3年度においては、学級閉鎖で我が子は学校には行けない、だけれども親御さんが見れない、仕事に行かなければならないというような状況というのに対しての苦情というか、そういったものはなかったのでしょうか。

（こども応援課長）新型コロナ禍、新型コロナに限らず、インフルエンザ等でも同様なのですが、学級閉鎖があった場合はそういった措置がずっと続いておりますので、特に今回何か苦情というか、そういったものは今のところいただいておりません。

（潮田）お聞きしたいこと、ちょっとほかの項目もいろいろあるのですが、全体の時間がないので、すみません、ずっと飛びます。233ページのコロナワクチンの接種事業につきまして、令和3年度の事業の財政的課題であるとか、全体の総括についてお伺いをしたいと思います。コールセンターであったりとか、実際にはあまり動きが見えない、見えないというのは、動いていただいているのだけれども、私たちには見えない部分というのがありますので、お伺いをしたいと思います。

（新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事）お答えいたしま

す。

全体的な総括といたしまして、国からのワクチン接種に係るスタートですとか、補助金なども接種期間というのが、最初は補助金と接種期間というのがずれていたりして、なかなか予算も組みづらい中で、当時例えばコールセンターもなかなか受けていただけるところが見つからない中で、JTBと契約をして、今まで何度も契約変更しながら実施はしてきているのですが、結果的に令和3年度につきましては、コールセンター、繰越しと現年の分で約2億2,000万という、額として大変高額な契約となったわけなのですが、市民の方の令和3年度ですと初回接種と3回目接種、いろいろ苦情もたくさんいただきましたが、そういった中でできる限り電話なり、あと予約システムも構築し、改善をしながら実施をしてきたというところでは一定の効果を得られたかなと思うのですが、ただ財政的なところでいきますと、なかなか国の補助金ですとか、そういった負担金などが、国も全国の補助金を取りまとめている中で、実際もう市が予算を組んで、実際補助金が来るまでに結構もう、半年とか、実際実施を始めて半年ぐらいたたないと交付決定ですとか振込等がないので、一旦市費を立て替えて何億という事業をやってきたという中では、大分立替えが多かったなとか、本当に国も大変だったとは思いますが、そういったところでもう少し早くもし交付していただけたらその立替え期間というのがなかったのではないかなとか、ちょっといろいろ私どもも相談して、今一旦このようなご説明になります。

以上となります。

(潮田) もう本当にこのコロナチーム、コロナの接種推進チーム、本当に大変だったと思います。今現在も大変だと思うのですが、そうすると、何回かコールセンターのやり方も変わって、電話の本数も変わって、何度も何度も変わったりとかというふうにしてきたと思うのですが、最終的にはこれが全額が国の負担ということによろしいのでしょうか。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) 今回、補助金につきまして大きく分けて2つございまして、接種費用に係る接種費の負

担金と、あと体制の構築に係ります体制整備の補助金という２種類ございますが、いずれにしましても10分の10ということで、最終的に令和3年度の補助金、負担金はいただいている状況となります。

以上です。

（潮田）分かりました。

そうしましたら、教育のほうになります。349ページの小学校、これ中学校もですけれども、教育用パソコン設置事業につきまして、G I G Aスクールサポーター配置支援の活動状況、これだけの予算をつけていますけれども、見えないので、どういった活動をしているのかというのを確認をしたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）それでは、お答えをさせていただきます。

G I G Aスクールサポーターでございますけれども、大きく分けて2種類の支援をしていただきました。1つ目が各学校におきます1人1台学習者用端末の活用の立ち上げ支援ということで、こちらは年間を通して行っております。それともう一点が、I C T支援員が各学校を回っているのですけれども、I C T支援では対応できないようなハードウェアのトラブルですとか、そういったところの支援ということで業務委託を行っているところです。

1つ目の立ち上げ支援でございますけれども、こちらのほう年間を通してI C T活用支援者をグループに分けて支援をしたというところと、あと学習者用端末の活用状況の分析ですとかレポートの提出、あとI C Tの活用の推進に関わる方針の検討ですとか、課題に対する助言というのを年間を通して行っていただきました。

それと、もう一つのI C Tのほうの器具等のトラブルのほうなのですけれども、こちらが9月から3月まで委託をしておりますして、合計で437件のトラブルの対応をしていただきました。その内容につきましては、例えば端末の容量警告の対応ですとか、チームスの起動の不能の対応ですとか、そういったことで、I C T支援員ではちょっと対応ができないというようなものについて業務を行っていただいたというところです。

以上です。

（潮田） こういう関係のというのは、費用対効果、効果は別として、費用とその内容がマッチしているのかどうかって読みづらいかと思うのですが、実際に実感として、これだけの予算をかけたことに効果があるのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長） やはり令和3年度から本格的にこの学習環境が変更になったというところで、一方の立ち上げ支援につきましては教育の専門的な立場から各学校にご指導いただいたということで、本当に貴重な業務委託というか、ご指導いただいたというふうに思っております。

それと、もう一点の専門的なほうなのですけれども、こちらにつきましてもやっぱり初期トラブルと申しますか、やっぱり初めて今回子どもたち一人一人パソコンを配ったというところでございまして、様々なトラブル、ネットワーク関係ですとか、あと学校のプリンターの関係ですとか、そういったことで学校の業務が止まることのないように素早い対応をしていただきましたので、十分効果があったのではないかとというふうに考えております。

以上です。

（潮田） それでは、373ページ、映画館管理運営事業について。これは市からの補助もあったりとかありましたけれども、指定管理のほうのも含めました収支の金額を教えてくださいと思います。

（生涯学習課長） 映画館管理運営事業の収支の詳細ということでお答えさせていただきます。

まず、収入につきましては、指定管理料が3,465万円、利用料金収入、こちらは映画の鑑賞の主に料金の収入になりますが、2億6,436万7,750円、多目的ホールの利用料が27万9,520円、その他収入といたしまして180万610円、収入の合計が3億109万7,880円となります。

続きまして、支出につきましては、映画興行事業に関する経費ということで1億9,556万8,788円、また施設管理運営に関する経費につきましては1億56万6,614円、支出合計が2億9,613万5,402円となりまして、収入

と支出の差額が496万2,478円となりまして、そのうちの8割、396万9,982円が市に戻入れとなっております。

収支の詳細については以上でございます。

(金子) それでは、時間の関係もありますので、ちょっと教育部のほうから質疑をいたしたいと思います。

333ページの教育環境整備基金積立金なのですけれども、1,200万円ぐらいというところで、前任者の質問の中でたしかこれ次期パソコンの端末入替えのときの積立てとしても考えているような話だったかと思うのですが、改めて積立て総額をまず教えていただいてもいいですか。

(教育部副部長兼教育総務課長) 積立て総額につきましては、令和3年度末で2,738万4,505円となっております。

以上です。

(金子) 2,700万ということなので、P Cの入替えにもしこれを全部充てなくてはいけない、国から補助がなかったと仮定した場合、たしかP Cの入替えというか、総額で結構、6億とか7億とかしていましたっけ、小中合わせて。という金額だったかと思うのですが、今後この積立金を上げていくような考えなのでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長) 積立金につきましては、ふるさと納税が主な財源となっております。こちらのほうが年々増えているというところで、担当のほうから、所属のほうからいただいている情報では、来年度2,100万ぐらいの積立てを予定しているというところがございます。いずれにしましても、こちらの教育環境整備基金でございますけれども、教育環境整備事業の財源に充てるためという大きな目的がございます。その中で、ふるさと納税では、一方で子どもたちの学習、I C T教育環境の充実のために使用するという目的でふるさと納税をいただいていることから、パソコンの入替えもそうなのですけれども、今後こういったものが子どもたちにとって、教育環境にとって必要なのかというのをよく精査いたしまして活用したいというふうに考えております。

以上です。

(金子) 分かりました。

では、次に行きます。同じページ、放課後子ども教室推進事業。放課後子ども教室の内容と利用実績を教えてくださいと思います。

（こども応援課長）お答えいたします。

放課後子ども教室につきましては、令和3年度、参加延べ人数が年間で7,902人となっております。教室の内容としましては、ものづくりであるとかハンドメイド、それからソフトバレーボールというようなスポーツ関係、卓球、将棋、書道、多岐にわたって各実行委員会で企画されたものが実施されたという状況です。

以上です。

（金子）この実行委員会というのは、基本的に地元の方々が立ち上げてやっているようなイメージなのですか。

（こども応援課長）各地域の方々、それから複数校にまたがる方もいらっしゃるのですけれども、実行委員会として立ち上げます。それから、各学校に放課後子ども教室のコーディネーターというのが配置されておりますので、そのコーディネーターと実行委員会で企画、運営をしているという状況です。

（金子）結構お隣の久喜市なんかもこの取組すごく盛り上がっているようなので、引き続きウオッチをしたいと思います。

続いて、これも同じページ、生徒指導員・少人数指導員等設置事業ということで、以前たしか一般質問させていただいたときに数学とかの新たな特化した人員を配置するような話とか、あとたしか国のほう、国だか県だかも来年から数学でしたっけ、に特化した人を新たに配置するような予算請求だか何か、ちょっとちらっと見ただけなので記憶が定かではないのですけれども、そんなようなのがあったかと思うのですけれども、令和3年度新たに設置した方がいらっしゃるのかということと、設置された効果についてどう認識されているかお伺いいたします。

（教育部副部長兼学務課長）こちらの事業につきましては会計年度任用職員が、いわゆるいきいき先生の配置事業となりまして、委員おっしゃった県費の教職員につきましてはちょっとこの事業には該当しないわけですが、ただ県費のそういった加配の教員につきましては県のほ

うに毎年要望しておりますので、例えば英語に特化した英語の専科加配とか、そういったものも市のほうから申請をしまして、今年度は2名配置されているとか、もちろん英語の成果が上がっているとか、そういったことで対応しているところがございます。いずれにしましても、こちらにつきましてはいきいき先生の事業となりますので。

(金子) では、すみません、ちょっと多分項目間違いだと思いますけれども、いいですか。

(委員長) はい。

(金子) それ質問していいですか。

(委員長) 335ページの生徒指導費ですか。

(金子) いや。では、後で個別で聞きます。

では、今の、すみません、関連の質問ということで。答えていただいたので、関連質疑ということで、教員の加配について、2名。今後新たに追加する予定があるかどうか等含めて教えていただければと思います。

(教育部副部長兼学務課長) 加配教員につきましては様々な種類がございまして、特に教科に関連したものにつきましては英語専科がありますので、英語専科加配につきましては、特に本市につきましては英語に大変力を入れておりますので、引き続き県のほうには申請をしていきたいと考えております。

以上です。

(金子) 英語以外、英語だとあと何人ぐらい欲しいという要望があるのかということと、あと数学とか国から出ていなかったでしたっけ。すみません、ちょっとそれも教えてもらえればと思うのですけれども。

(教育部副部長兼学務課長) 英語につきましては、現在2名配置しておりますけれども、その英語専科加配をやっていただける教員というのがなかなか配置するのが難しい状況もありますので、英語専科加配につきましては、配置できる教員数を考えながら申請のほうはしていきたいと思っています。いずれにしましても、多いにこしたことはないということとは現状でございます。数学に関する加配等につきましては、ちょっとこちらのほうでも情報がまだ入っていないので、そちらのほうはまた

情報が入り次第、委員の方にはお伝えしたいと思っています。

以上です。

（金子）では、次に行きます。

343ページ、教育相談室活用事業につきまして、こちらの利用数と効果についてお伺いいたします。

（学校支援課教育支援センター所長（課長級））お答えいたします。教育支援センターが対応しました令和3年度の相談件数は3,381件でした。そのうち相談内容の多い順に、就学1,143件、特別支援838件、不登校551件でした。相談者では、小中教職員1,157件、小学生保護者623件、未就学児442件でした。効果としましては、就学支援相談員を中心に幼稚園、保育所を訪問し、子育てに悩む保護者との相談を実施し、適切な就学支援を推進しております。また、学習面に困りのあるお子さんに対しては、困りの状況を伺いながら、知能検査や読み書き検査等により支援の方法を保護者や先生にお伝えしていきます。さらに必要な場合は、通級指導教室や特別支援学級をご案内することもあります。不登校で悩まれているお子さんには、適応指導教室をご案内したり、スクールソーシャルワーカーが家庭と学校と連携し、登校を支援することもあります。以上です。

（金子）相談をしているなどところにつないでいただけるというところとしてすごく保護者の皆さんにも安心になっているのかなと思うのですが、この中で不登校に関して、今五百数件というご報告をいただいておりますけれども、その不登校の方々って大体どれくらいが学校に戻っていくというか、解決されているようになっているのか、もし分かれば教えてください。

（学校支援課教育支援センター所長（課長級））不登校で対応させていただいた児童生徒の皆さんが学校に戻っている状況は、数字としては捉えておりません。ただ、適応指導教室に通っていたお子さんが学校に戻って、2学期からは学校に対応していただいているという場合もございます。

（金子）どこまで追うかというのもなかなか難しいところはあるのだと

思うのですけれども、やはりこういったサービスの質の向上といえますか、やる上では、ある程度市としてもどこまで追っていくか、どういうふうになったらその事業が達成なのかというK P Iみたいなものもある程度あると、さらなるサービスの向上につながるのかなとは思っているのですが、そういった追っていくというか、そういうようなスキームが組めるかどうかちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

（学校支援課教育支援センター所長（課長級））適応指導教室に通っている児童生徒につきましては、一人一人の個票を作って対応させていただいておりますので、学校に戻られているか、こちらに通っているかということを確認しながら進めさせていただいております。保護者と児童生徒と面談を行いながら行わせていただいております。以上です。

（金子）続いて、地域人材活用事業のほうに行きます。これが1,400万円ぐらい。昨日の答弁の中で、地域の大学生だったりとか、再任用の教員の皆さんだったりとかということでやられているというお話だったかと思うのですけれども、再任用の教員の方は分かるのですけれども、大学生とかも結構入っているような、私の知り合いもやっているような話をされていて、すごく今後のキャリアにおいても役立つような話を聞いたことがあるのですけれども、ぜひそういった皆さんにさらに地域に根づいていただける、人材活用のこの事業自体をもっと周知しても来てくれる方は多いのかなと思うのですけれども、そういうような考えがあるかどうかお伺いできればなと思います。

（学校支援課長）地域人材活用事業におきまして、学生ボランティアの活用ですけれども、今おっしゃられたように、この事業について、この取組について広く周知をして、積極的なご応募をいただくような形、市の広報紙に、まだ予算に余裕があるような状況の場合ですと、人数、予算に余裕があれば広報紙等に掲載して新たに募集をするというような取組は行っております。

以上でございます。

（金子）基本的に広報って「かがやき」ぐらいしかやっていないのでした

つけ、今は。

（学校支援課長）利用しているのは、「広報かがやき」を利用してまた掲載していったりしております。

以上でございます。

（金子）若い世代あんまり「かがやき」を見ていないというところも多分あると思うので、正直な話、もうちょっと広報の幅を広げていただいて、SNSもそうなのですけれども、SNSも多分市の広報なんか見ていないことも多いと思うので、周辺の大学とかそういうところにちょっとお知らせしていただいたりとかするのも、人数多分足りていないということはないのだと思うので、そこまで逼迫している状態ではないと思うのですけれども、もし余裕があればそういうアイデアも取り入れていただきたいなと思うのですが、見解を伺います。

（教育部長）大学生ボランティアについては、年によって差異はあるのですけれども、昨年度でしょうか、大学生ボランティア、予算を上回るような応募の年もありまして、本年度はちょっとまだ余裕があるところではすけれども、募集については、近隣の大学ですとかそういうところで掲示板に出したり、あとは校長先生とか教頭先生、教え子が育ってきた中でそういう相談を受けまして、そのついで大学生ボランティアというところで応募があったりすることも多くありまして、そういう幅広い中で募集をかけていきたいというふうに考えております。

（金子）では、次に行きます。

学校図書館支援事業というところで、学校の図書館、以前より相当、前も話したかもしれないですけれども、相当すばらしい状況に今なっている認識がございます。令和3年度として今までより何か新たに行ったことがあったかどうかというところと、あと途中から電子図書館が入ってきているかと思うのですが、今年だったらすみません。去年の途中だった記憶があるのですけれども、その学校図書館と電子図書館の連携みたいなところは今やられているのかどうかお伺いします。

（学校支援課長）学校図書館支援事業につきまして、電子図書館と学校図書館との連携というのは今のところございません。

以上でございます。

（金子）その前に、新たに令和3年度として今までより何か違うことをやったかどうかというのがあれば教えていただきたいのですが、それも併せてお願いしていいですか。

（学校支援課長）令和3年度につきましては、これまで取り組んできました図書館支援員が貸出し業務の支援とか、図書室の環境整備の充実というものを引き続き令和3年度も充実させて行ってまいりました。全体として新しい取組を行ったということは特にはございません。

以上でございます。

（金子）学校図書館の今の環境を引き続き私個人としては続けていっていただきたいと思うのですが、その中で引き続き縮小はしない方針ということでよいかということと、あとさっき言った学校の図書館、電子図書館とか、今子どもたちパソコン持っているので、そういうのも連携はできるのかなと思うのですが、その点についてお伺いできればと思います。

（学校支援課長）今年度につきましても、各小学校、中学校に図書館支援員を配置することができております。引き続き学校図書館教育の充実を図ってまいりたいと思います。また、電子図書館の連携、活用につきましても、いろいろ調査研究といいますか、していきたいと思います。現状ではなかなか費用であったり、人的な問題であったり、課題はあるのかなというふうには思います。

以上でございます。

（金子）続いて、みどりの校庭推進事業ということで、設置箇所と次年度、今年度も含めての今後の目標、スケジュールについてお伺いしたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）みどりの校庭推進事業でございますけれども、こちら平成24年度に笠原小学校、下忍小学校の2校実施いたしました。その後、毎年1校ずつ校庭の芝生化を実施しております。今年度は吹上小学校を今施工中でございますして、全部で12校行っているところですので。来年度からも1校ずつ行いたいというふうに考えている

ところでございます。

以上です。

(金子) 続いて、ちょっと時間もないので飛ばします。363ページ、生徒就学援助事業なのですけれども、こちら予算が多分令和2年度より300万円ぐらい増えていると思うのですが、増えた理由についてお伺いしたいと思います。

(教育部副部長兼学務課長) ここ数年のまず就学援助の認定者の割合ですけれども、9.5%、9.3%、9.1%、9.0%と、さほど大きな、顕著な増加、減少は見られないのですけれども、あくまでもこれは推測なのですけれども、児童生徒数が増えるとパーセンテージも増える、減ると割合も減るといような傾向が出ていますので、そういったことが考えられるかと思っております。

以上です。

(金子) 児童生徒数って増えているのでしたっけ、全体として。子どもは減っている認識なのですが。

(教育部副部長兼学務課長) 今年度につきましては、令和4年度につきましては179名減っております。過去の今数値申し上げたのですけれども、過去、児童生徒数が増えれば増える、減れば減るといような傾向が見られております。

(金子) ということは、300万、令和2年より予算が増えているけれども、子どもの数は減っているということは、今までとちょっと違うことが起きているように見受けられるのですけれども、もう一回確認なのですが、先ほど受給者数はそんなパーセンテージとしては増えていないということでもいいのですか。となると、何か大きい買物をしている人が、大きい買物をする必要が増えているような状態になっているということでしょうか。お伺いします。

(教育部副部長兼学務課長) その辺のところは私たちのほうでもちょっと把握はしていないのですけれども、数値だけ見てみますと児童生徒数とこの割合というのやはり連動しているというのは数値上見られますので、そこしかちょっと考えられないような状況でございます。

(金子) もう一回整理をしたいのですが、今数字の連動というのと、通常は生徒数が減っていれば予算数も減っているのだと思うのです。今は、令和2年と令和3年の決算を見ると、300万予算は増えている。だけれども、生徒数はさっき104人ぐらい減っているとおっしゃっていたと思うので、そうするとその数字が連動してこなくなっているのではないかなと思うのですが、だからそうするとある程度調査をする必要が出てくるのかなと思います、見解を伺います。

(教育部副部長兼学務課長) 認定者が単なる増えているというふうに考えられるかと思うのですけれども。

(教育部長) 今すぐははっきりしたお答えできないのですが、予算組みのときに就学援助の基準が国から通知で上がっていたような気がするのです。それなので、予算を取るときにはその単価、単価といたしますか、いろいろな項目の単価が上がっていたような、すみません、はっきりはしないので、この後ちょっと調べさせていただきますけれども、そのような状況で上がっていたような記憶もございます。

以上です。

(金子) 続いて、ちょっと飛びまして363ページの中学校給食センター整備事業なのですが、こちら新施設稼働した後に、今の状況というのと効果、さらにちょっと不便、逆に何か課題等があれば教えてください。

(教育総務課中学校給食センター所長(課長級)) ご質問についてお答えいたします。

稼働状況につきましては、大きなトラブルもなく、1日約3,200食の提供をしている状況でございます。

効果につきましては、最新の学校給食衛生管理基準に対応した施設になっており、旧センターと比較しますと、新センターにつきましては、作業区域の明確な区分、床は常に乾いた状態での清潔に保つフルドライシステムの採用により、以前のセンターと比べてより衛生的な調理作業が行えるようになっております。また、空調設備につきましても全室整備しまして、調理室の労働環境もよくなり、作業効率も向上していると考えております。また、新たにアレルギー対応調理室を備え、本年、令和

4年4月から乳、卵、エビ、カニ、イカに対応した除去食または代替食を調理して提供を始めたところでもございます。また、旧センター跡地、駐車場として整備してまいりましたけれども、現在給食センター勤務者の駐車場、愛里巢の利用者の駐車場となっておりますけれども、様々なイベントとして利用もしており、春に行われましたこのす花まつり、来訪者の駐車場またはシャトルバスの発着場として利用、また10月に、今後ともあに行われますこのす花火大会にも利用される予定となっております。また、近隣の馬室小学校の林間学校、校外学習等で、今まで駐車場かなり苦慮されていたようなのですけれども、大型バスの送迎場所としても利用されております。効果につきましては、そのような状況になっております。

以上です。

(金子) 続いて、405ページの体育施設の予約システムの利用料、約300万円なのですけれども、利用率がどれくらい令和2年と比べて上がっているかどうかということと、こちらも以前も言ったかもしれないですが、決済の電子化の検討状況についてお伺いたします。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

体育施設を利用するに当たり、予約システムを利用しないと予約ができないため、利用率は100%となります。ただし、予約システムで予約できない施設については、総合体育館等の窓口で予約、当日利用となっております。

以上でございます。

(金子) 決済方法の電子化の検討状況というところ。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

総合体育館のほうでは、令和元年度から自主事業のみ実践しておりますが、現在、使用料等の電子決済の導入の課題といたしましては、電子決済手数料の負担をどのように取り扱うかということ指定管理事業者と協議を重ねるような形になっております。また、現在の予約システムでは電子決済が対応できておりませんので、その点も今後の課題となっております。

以上でございます。

(金子)今の予約システムって、たしか県の相乗りになっていきますよね。なっていなかったでしたっけか。

(スポーツ課長)お答えさせていただきます。

県の相乗りではなくて、鴻巣市のほうで独自で調達したものとなります。以上です。

(金子)失礼しました。

では、すみません、最後に229ページの予防接種事業なのですけれども、こちらに関して、接種率について教えていただきたいのですが、ちょっと広く聞くと時間ないので、HPVワクチンの接種率が令和2年と3年でどれくらい伸びているかどうか教えていただきたいと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長)それでは、お答えいたします。

HPVワクチンの接種率についてでございますが、まず令和2年度につきましては全体で79名となっております。令和3年度につきましては、接種者325人ございました。令和4年度からは積極的勧奨を再開いたしましたので、4月下旬に高校1年生と中学3年生相当の972人、5月下旬には中学2年生と中学1年相当の948人にHPVワクチンの予診票を同封した個別通知も発送しております。

以上でございます。

(委員長)では、おおむね1時間たちましたので、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)



(開議 午前10時15分)

(委員長)では、休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、福祉課長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

(福祉課長)先ほど潮田委員の生活困窮者自立支援事業の減の内容をということで、ご答弁できていないところがございましたので、ご説明をさせていただきます。

3つの事業のうち、自立相談支援事業につきましては794万円ほど減にな

っております。こちらについての理由は、先ほどお話をさせていただいたとおり、ウェブでの相談強化が2年度のみ補助金でございましたので、こちらのところの部分は減になっております。

それと、子どもの学習・生活支援事業でございますが、こちらは減になっておりません。

家計改善の支援事業についてでございますが、今コロナ禍もありまして相談が大変多く、家計改善にまで至らないという結果が出ておりますので、実績に基づいてこちらは216万7,000円ほど減にしております。

以上です。

(委員長) 続きまして、学務課長より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

(教育部副部長兼学務課長) 先ほど金子委員からご質問いただきました生徒就学援助事業の件でございますけれども、まず決算のほう増となっておりますのは、単純に認定者数が増えたということ、また援助の内容としまして修学旅行、校外活動費、給食費等があるわけですがけれども、コロナの影響によりそれが中止になっていたものがまた復活したということもありまして、そういったことが考えられると思っております。また、予算につきましては、やはりコロナの影響もありまして、積算人数を増やした状況で予算のほうを組んでおりますので、やはり前年度よりも増となっている形となっております。

以上でございます。

(委員長) では、皆様の質問が終わりましたが、決算、量が多いものですから、時間もありますので、1人5分、質問し残した、質問できなかったことがあれば、5分間の質疑を認めますので、挙手をお願いいたします。

(菅野) すみません。では、5分で済むように。

会計年度任用職員……

(委員長) 所管に関わる部分の会計年度任用職員についてお願いします。

(菅野) その中の民生費と教育費でお聞きします。全体が5億6,991万7,313円なのでございますけれども、会計年度任用職員というのは、これで見たと

ころ、民生費ですね、ここのところが14件で4億5,406万6,472円なのです。民生費の部分を合計すると。それと、教育費が9件なのです。それが9,053万324円というふうにこの部分はなっているのです。それで、一番結局教育費の予算が多いということなのです。何せ民生費が4億5,400万ですから。それで、会計年度任用職員というのはどういうのかというのは、非正規公務員の処遇をよくするためということで地方公務員法が2020年4月に改正されて始まった制度だと言われていています。しかし、本当に狙いどおりに機能してきたのかということ、そうはなっていないということで、非正規公務員125人の悩みが、まず給与が低い、一般の公務員と比べてですよ、42.4%、やりがいがないというのが22.7%、将来不安というのが1.34%、あとはパワハラが10.3%、女性差別が3.4%、長時間の時間外労働が11.4%という、こういう状況なわけです。この制度は2020年度から始まりましたけれども、民間ならば同じ職場に5年ぐらい働けば本当は無期雇用にできるか無期転換ルールがあるけれども、この職員はただ何年勤めても要するに待遇が変わらないということなのです。これに対して何らかの対応ができないのかと思うわけです。この点についてお聞きをします。民生費部門と教育費部門ですね。給料を上げるとか。

(こども応援課長) 民生費部門、こども応援課につきましては、放課後児童クラブの支援員であるとか、子どもの居場所コーディネーター、子ども教室等の会計年度任用職員の点から回答させていただきたいと思います。

会計年度任用職員の採用につきましては、職務の内容、それから経験年数、職責を踏まえ給与の水準が決定されており、週当たりの勤務時間により期末手当も支給されている状況です。希望する勤務体系については、職員へ希望調査を行った上で決定しているため、個人の希望に沿った雇用条件となるよう配慮しております。また、常に現場にいる先生たち、会計年度さんのお声を聞きながら、その状況も踏まえて今後も進めていく必要があると考えております。

以上です。

(菅野) 具体的に、そうすると1時間幾らとか、期間で幾らとか、仕事に応じて幾らとか、どういうふうにして賃金は算定しているのでしょうか。

(こども応援課長) 職務内容によってあれなのですが、放課後児童クラブの支援員に関しては職員の給与表を適用した形で、時給というか、決まっております。

以上です。

(菅野) 例えば、では11.4%の人が長時間の時間外労働があるなんて言っているのですけれども、長時間の時間外労働をお願いするということは往々にしてあるのでしょうか。ない。

(こども応援課長) 放課後児童クラブに関しましてはなののですが、採用通知、通常の会計年度さんとの雇用契約の範囲で勤務をお願いしているという状況です。やはり長時間というか、実際には、勤務が可能かというのをシフトを組む上では、代表の先生が先生たちの希望を聞きながら組んでいるという状況です。

(委員長) 5分たちましたので。

(菅野) 5分というのは……

(委員長) あとは直接課長にお聞きください。

(加藤) それでは、251ページのこうのとりの助成金の事業の関係なのですが、けれども、これ不妊検査費の助成とか、不育症検査の助成しているわけなのですが、実際こういうふうないろいろ事業をやって、いいことなのなのですが、結果的にどのぐらいの赤ちゃんが誕生したということがあるのか教えてください。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、質問にお答えいたします。

こうのとりの助成金事業の中のこうのとりの交付金事業につきまして、最終的に何人の方が妊娠したかというご質問かと思えます。令和3年度の実績におきましては、89件の支給決定をさせていただいております。その中で、埼玉県不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の中に妊娠がありというチェック欄がございまして、そこにチェックがついていた方は38人です。パーセンテージに置き換えますと42.7%となっております。

また、ご質問がありました何人の赤ちゃんがというところなのですが、その後をちょっと追っておりませんので、実際には全ての方の関係は把握はしておりません。

以上です。

（加藤）次に行きます。

337ページ、コミュニティ・スクールの推進事業の中なのですが、これ実際に、これは各学校が評議員制度でやっているかと思うのですが、2校だけでしたっけ、コミュニティ・スクールということで。これ評議員会とは違って、コミュニティ・スクールの人たちはいろんなことを決定することができるということの内容だと思うのですが、3年度においてはどんな協議があって、どんなことが結果的にあったのかを伺います。

（教育部副部長兼学務課長）本市では、平成30年度からモデル校を設置して学校運営協議会、取り組んでいるところなのですが、具体的にモデル校の報告からは、協議内容として取り上げられている主な事項として、教育課程、いわゆる学校カリキュラムの全般のことや、学校行事、教職員の働き方、地域、保護者との連携、学校応援団などが挙げられております。

以上でございます。

（加藤）では、時間ないので次に行きます。

341ページの中学生社会体験チャレンジですが、これ決算を見ますと一応決算があるわけですが、このコロナ禍の中で中学生が体験チャレンジということで実際にやっていたのか、やったのかを伺います。

（学校支援課長）中学生社会体験チャレンジ事業につきましては、今年度も新型コロナの影響で中止といたしました。昨年度、令和3年度中止といたしました。ただ、キャリア教育の一環としまして、経済産業省の未来の教室というもののホームページの中にありますSTEAMライブラリーというウェブ上のコンテンツを活用して調べ学習とかキャリア教育について総合的な学習の時間で活用できるような、そういったものに2校応募した学校がありましたので、消耗品の費用といたしました。

以上でございます。

（加藤）それで9万4,000円、消耗品というふうなことで、そういった簡単なというか、そういうだけの内容でかかったということになるわけですね。そう理解してよろしいということなのですか。それでいいのですかねと。消耗品にかかったということで。

（学校支援課長）調べ学習での例えば発表用の用紙類、模造紙とか、文房具品とか、そういったものの購入費用でございました。

以上でございます。

（潮田）5分だけなので。2点だけなのですけれども、まず1点目、175ページの障がい福祉のほうでの障害児通所給付事業、1億円の増になっております。これの内容について伺います。

（障がい福祉課長）お答えします。

障がい福祉サービスの利用（P28「障害者通所給付サービスの利用」に発言訂正）の増加が障害者通所給付事業の増加になっていると思います。まず、利用者が増えております。令和2年度305人から令和3年度350人となり、45人増加となっています。また、令和元年度より幼児教育・保育の無料化が始まり、未就学児が利用する児童発達支援では負担額がなくなった方も多く、利用がしやすくなったことも考えられます。負担がなくなったことにより、同じ事業所の利用回数を増やすことなど、利用が増加したことが考えられます。一方、サービス利用の増加の理由として、障がい児通所サービス事業所の増加も考えられます。障害児通所事業は、平成27年度は9事業でしたが、令和3年度は27事業となり、6年間で3倍になっています。このようなことからサービス事業所の選択肢が増え、サービスが使いやすくなり、利用が増加傾向となっていると考えます。

以上です。

（潮田）今通所が増えたというのは、民間の放課後デイというものでよろしいのでしょうか。

（障がい福祉課長）民間の放課後等デイサービスと、それと児童発達支援事業、こちらが増えているというのが大きくなっています。

以上です。

（潮田）これは、市内にいるお子さんたちが市外のところを利用した場合にも給付はあるということですのでよろしいのでしょうか。

（障がい福祉課長）このサービスは市外の事業所も利用することができます。

以上です。

（潮田）もう一点は、207ページの児童センター管理運営事業であります。これ全児童センターが減になっておりまして、その減の理由をお聞かせいただきたいと思います。

（こども応援課長）全児童センターの減の理由なのですが、主な理由としましては、コロナによる備品購入が令和2年度ございました、各館において。その減です。それから、金額的な比較と申しますと、総体的には、令和2年度移動型プラネタリウムを備品として購入しておりますので、そこが大きな形になっております。

以上です。

（潮田）そうすると、今の答弁からすると、特に利用者がコロナのために利用できなかったがためにというものではないということでしょうか。

（こども応援課長）はい、委員おっしゃるとおりです。

（潮田）そうすると、コロナになってからも利用者の数というのはそれほど変わらず、皆さん児童センターを、お子さんも、または親子のほうでも利用されていたということでしょうか。

（こども応援課長）コロナによる利用者数の影響については、やはり影響がなかったということはないです。やはり感染を懸念して利用を控えている方もいらっしゃいますので。ただ、歳出としましては、大きくそこが影響するということはその感染対策用品のみという形になっていきます。

（障がい福祉課長）先ほど潮田委員の質問で、障害者通所給付事業についての増加の理由のところ、私のほうが本来だったら「障害者通所給付サービスの利用」と言うところを間違えて「障がい福祉サービスの利

用」と言ってしまいました。訂正させていただきます。

以上です。

(委員長) ご理解お願いいたします。

(野本) まずは、前回ちょっと途中になってしまった181ページの病児・病後児保育事業のところですが、決算は2,830万6,000円になっております。令和4年度の予算を見ますと3,300万ということで、ちょっとすぐに調べられなかったのですが、令和3年度の予算ではどのくらいだったのでしょうか。それによって、要するに4年度が上がっているということは実際もっとニーズがあるというふうに見越しているのかどうかを伺いたいと思います。

(保育課長) 令和3年度の予算につきましては、予算現額としましては3,132万5,000円という部分になりまして、決算額は2,803万6,000円ということになっております。

以上です。

(野本) そうすると、今年度、令和4年度の予算を上げているというのはどのようなところからなののでしょうか。

(保育課長) めぐみの木病児保育室の関係が令和3年度途中から……

(こども未来部副部長) 予算額の違いなのですけれども、めぐみの木病児保育室につきましては、子ども・子育て支援交付金の基準額を基に算出しております。そちらの基準額のほうが上がっているということになります。

以上です。

(野本) そうすると、ニーズとか、そういう利用状況とは関係してはいないということなののでしょうか。

(保育課長) はい、そうです。お見込みのとおりです。

(野本) 実際には2つの施設ですよ、これは。そうすると、単純に半分ずつとしても、これで経営がうまくいくのだろうかというちょっと心配もされるのですけれども、その辺については担当部署はどう考えているのでしょうか。

(保育課長) 以前は1か所、病児保育室パンジー・キッズということで

ヘリオス会のほうでやっております、令和2年度からめぐみの木病児保育室が追加になったということで、拡大されたという部分で以前よりもその辺の懸念は少しなくなってきたかなというふうには考えております。

以上です。

（野本）そしたらもう一つの、次の質問ですが、233ページの自殺対策事業について、令和3年度の状況をどう総括といいますか、受け止めているか。

それから、主な事業の中でやはりいのちの授業の開催ですとか、総合相談会とかというふうにされていましたが、その実績について伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）お答えいたします。

まず、自殺者の推移ということでございますが、本市の自殺者につきましては、近年は20人前後で推移をしておりました。警察統計では、令和2年につきましては30人ということで、急増しております。その後、令和3年は16人という状況になっております。令和2年急増したわけですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化したということで、多くの方が自らの貴い命を絶たざるを得ないという深刻な状況にあったのではないかとというふうに分析をしております。また、令和4年につきましては、1月から6月までの暫定値は5人という状況でございます。

また、自殺対策事業の中で、いのちの授業を平成27年度から実施をしております。令和3年度末で7年が経過いたしました。累計で58回、延べ7,585人の児童生徒に受講をしていただきました。おかげさまで、教育委員会のご協力もいただきながら、令和3年度で市内27校全ての学校に実施をさせていただくことができしております。また、令和3年度の実績につきましては、そのうちで小学校8校、中学校2校、合計881人の児童生徒の方に受講をしていただいているような状況でございます。

以上です。

（野本）総合相談会も。

(委員長) 答弁漏れですね。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 失礼いたしました。暮らしとこころの総合相談会でございますが……少々お待ちください。すみません。失礼いたしました。自殺対策に関わる相談事業といたしまして実施をしてまいりました。令和2年度及び令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症が長期化しているということを踏まえまして、それぞれ回数を増やし、4回実施してまいりました。令和2年度には合計27人の方から45件のご相談を、令和3年度には合計16人の方から32件のご相談をお受けしたところでございます。

以上です。

(金子) 2点質問させていただきます。

まず、181ページ、保育ステーション事業なのですが、こちらの令和2年から令和3年度までの利用者数の推移についてまず教えてください。

(保育課長) 保育ステーションのほうの質問にお答えします。

令和2年度につきましては、利用人数が878人、令和3年度につきましては1,048人となっております。

以上です。

(金子) 増えたということだと思いますけれども、今の施設の中でこれ以上の受入れ等はできるような幅があるのかどうかも含めて教えてください。

(保育課長) お答えします。

指定保育所ということで、提携場所のほうの指定保育所につきましては、令和3年の4月から幼稚園や地域型保育施設等を追加して、現在18園となっておりますので、今後、送迎時間の関係から、ほかの例えば吹上地域の送迎などはちょっと困難なことがありまして、あとはまた送迎を希望しない園もありますことから、今後の拡充予定につきましては現在のところ考えてはおりません。

以上です。

(金子) すみません、多分それ次聞こうと思ったことを答えていただい

たのだと思うのですけれども、今、すみません、もう一回戻りますけれども、さっき878人が1,040人ぐらい、百五、六十人増えているのだと思うのですけれども、延べで答えていただいています、あそこキャパとして大体1回20人とかそれぐらいしか預かれない状況だったかなと思うのですけれども、昨年ちょっと聞いた話によると、もうほぼ定員ぎりな話を、ぎりぎりだという話を聞いていましたけれども、今後も施設規模として、キャパシティーとして大丈夫かどうか。あと、ちょっと場所が狭いのであれば、今後増える予想をしているのかどうかも含めてちょっとお伺いをしたいのですが。

（保育課長）保育ステーションのほうの登録につきましては、令和3年度が12人ということで、そのうち12人全員が毎日毎日使うというわけではなく、月割り、日割りの方もいらっしゃいますので、キャパ的には十分に耐え得るかと思っております。

（こども未来部副部長）補足になるのですけれども、現在保育ステーションのほうで定員20名で運営しております。令和4年度につきましては、20名今超えているような状況になっています。お部屋の広さとして最大25名まで受入れできるような状況にはなっているのですけれども、運行経路等を考えると、やはりこれ以上ちょっと増やすことが難しいかなということで今考えております。

以上です。

（金子）分かりました。

では、続きまして331、332ページの小・中学校適正規模及び適正配置事業なのですけれども、昨年、笠小と中央小学校が、笠小に通っていた子が中央小に通い始めているかと思うのですけれども、その後について、どういう生活を送っているかと、あと何か課題があるかどうか含めて教えてください。

（教育部副部長兼教育総務課長）笠原小学校から統合によりまして中央小学校に通っている児童でございますけれども、朝私の方でもスクールバスに乗っております、やはり最初の頃はかなりみんなちょっと緊張していた面はあるのですけれども、もう本当に2週間ぐらいたちます

とだんだん、だんだん慣れてきまして、今はもう元気に子どもたち毎日楽しく鴻巣中央小学校に通っているというふうに感じております。また、アンケートの調査も実施したのですけれども、その結果を見ましても、何人かはやっぱりちょっと不安に思う子もいるのですけれども、ほとんどの子どもたちがすっかりもう中央小学校に慣れて、通常の学校の生活をしているというふうに感じております。

以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についての本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時46分)



(開議 午前10時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第54号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) それでは、1点だけ質問します。

4ページの債務負担行為の関係なのですが、ここで転倒予防とかいろいろな内容でということ、今年度のうちに業者を選定してやっていくということでの債務負担行為というふうな説明がありました。これってもう毎年、ずっともう数年前からやっているといるのですけれども、業者選定なのですが、その業者は今までどおりというか、入札というか、そういうことでやるのか、あとその業者は1業者のみでやっているのかを伺いたいと思います。

(介護保険課副参事) 答えします。

業者は2者、2つの業者に分けて指名入札でかけております。

以上です。

(加藤) 今までに、この数年やる中で、何かやはり問題があったとか、何かトラブルがあったとか、そういったことというのはあったのか、なかったのかを伺います。

(介護保険課副参事) 答えいたします。

特にトラブル等はありません。

(加藤) これ実際何か所ぐらいでやって、どのぐらいの参加人数が過去にというか、年度年度ですけれども、あったのか伺います。

(介護保険課副参事) 答えいたします。

今までは、コロナの前までは1人の方にたくさんの、申込み制ではなく、いろんな会場に参加いただいていたのですが、コロナになってからは1人1会場ということで、市内の公共施設等で令和3年度は13会場で行って行きました。延べの参加人数なのですが、3年度におきましては延べ参加人数が3,807人です。コロナの前まで、令和元年度までは1万人以上の方、令和2年度におきましては申込み制と、あとはちょっと緊急事態宣言等でお休みしていた期間もありまして、1,400人ぐらい。昨年度、お休みの期間もありましたが、で来た人数で、実人数で……延べですね。3,807人の方にご参加いただいております。

以上です。

（加藤）この内容なのですけれども、転倒防止とか何かというふうな内容になっているかと思うのですが、実際どういったことで転倒防止をというふうなことでやられているのか。それによってやはり実際にそういう統計的に、こういうことをやったから、ではこんなふうに今までよりも減少したとか何かと、そういう、もうここ数年やっているわけですが、その数というのはなかなか、転倒したかしないかなんていう数は把握していないとは思いますが、やるからには、でもやはり実際の効果というのがないと、やった意味がないと思うのですけれども、何かそんなような話というのは聞こえているものがあったら教えてください。

（介護保険課副参事）お答えいたします。

転倒防止なのですが、やっている内容は運動とか筋力トレーニングというような形になります。その回ごとにやる内容も多少違うと思っておりますので、転倒予防に関しては筋力トレーニングというような形を組み入れていただきますようお願いしております。

あと、もう一つなのですが、その検証ということにつきましては、参加者にアンケートを毎回取っております。1クール、最後の終わるほうに参加してどうだったかということでアンケートのほうを取っておりますので、そこで検証しております。個人個人によるとは思うのですが、継続していただいて効果のほうを検証しております。

以上です。

（加藤）その指導者というか、業者が来てやってくださると思うのですが、1会場に何人ぐらいの方が来られてやっていただいているのですか。

（介護保険課副参事）これ指導者の人数でしょうか。

（加藤）はい。

（介護保険課副参事）指導者は、資格を持った健康運動指導士や理学療法士の方が1名と、あとサポートする方1名、会場がちょっと大きいところだと2名ずつという形で行っております。

以上です。

(金澤) それでは、議案第54号の介護保険特別会計について1点だけ質問させていただきます。

10ページの基金積立金についてでございますが、今回1億1,136万8,000円という形で積立てをしますという形なのですが、まずこの金額の過去の分というのはどの程度なのですか。

(介護保険課長) 過去の分につきましては、基金積立額の推移が、令和元年度が6,833万2,937円、令和2年度が1億3,118万192円で、令和3年度が今回の金額となっております。

以上でございます。

(金澤) 失礼しました。決算の概算のところにちょっと書いてあったね。ごめんなさい。金額的には令和元年度から積立金が増えているのだけれども、今回はまた幾らか少なくなったという形なのですけれども、この積立金の出し方というのだけれども、先ほどご説明で事務費とか何かいろんなものを除いたものを積立てにするというお話であったのですけれども、この積立金というのは結局最後、口の言い方悪いけれども、残り物になったから積立金にするという発想でいいのですか。

(介護保険課長) そうですね。今委員ご説明のとおり、残り物というか、基本的に介護保険は3年に1回、3年にワンクールで計画立てておりますので、今年、令和3年度から4年度までの1年目ですので、当然積立金ができないと2年目、3年目以降の介護保険運営がちょっと厳しくなりますので、今委員ご説明の残り物というか、あれですけれども、残余金というか、貯蓄をしないと2年目、3年目以降の介護保険運営について支障を来しますので、1年目、今回これだけ積み立てられたということは、おおむね順調ではないかと思っております。

以上です。

(健康福祉部長) 補足させていただきますと、今課長が申し上げたとおり、基金の利用目的については3年の事業計画内の調整の役目が第一でございます。保険料は3年間一定でございますので、1年目は高齢者の数がAとしますと2年目はAプラスアルファ、3年目はAプラスアルファアルファと、高齢者が増えていきますので、給付が多くなります。そ

の1年目は少なく、2年目はちょうどいい、3年目が給付費が多くなる、これを調整するのが基金の目的でございます。介護保険特別会計の運営としましては、財源は保険料と、あとは国、県、市の公費、これが半分ずつになっています。国、県、市の公費については、前年度の決算終わったらそれぞれにお返しします、余った場合は。ただ、保険料はお返しするわけにいきませんので、基金にプールをして、翌年度以降の財源にまた使わせていただくということになっています。

(金澤) それともう一点、今部長さんのほうから介護保険料の件がお話がございます、それで私もある人から介護保険、年取れば当然介護の利用料というか、増えるというのは分かっているのですが、逆に介護保険は払っていても全然利用していない人がいるわけです。そういう人らにはメリッ的なもの何かあるのかねということをちょっと質問されたのだけれども、その辺の考えはどのようなのですか。

(介護保険課長) お答えいたします。

そのご質問は、正直、よくございます。でも、ただし保険ですので、今例えばかかっているなくても先々必ず、人というのは必ず老化しますので、必ず介護を受ける可能性がありますので、保険事故、保険給付を受けるリスクがありますので、今現在受けていないから何かプレミアムがないかどうかということは、保険制度ですので、ちょっとそういうご質問はなかなか、よく受けることなのですけれども、先々受けることを皆さんが支えているということですので、保険の制度ということでご理解いただきたいと思えます。

(金澤) 分かりました。では、そのように伝えます。

以上です。

(野本) それでは、11ページの介護保険特別会計庶務事業の介護保険システム改修委託料につきまして、システム改修の内容は先ほど説明がございましたが、具体的にどのような改修をするのかというところのイメージがつかめない、作業的なことを伺いたいと思っています。

(介護保険課長) 今回のシステム改修につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり介護報酬改定等に伴う作業でございますけれども、シ

システムの、技術的なことですが、こちらシステム業者に確認したところ、主に加算が伴いますので、やっぱりサービスコードとかそういったものの入替えとか対応というのが必要ということになりますので、要するに新しい介護報酬改定に伴うコードとか給付面についての整理というふうに聞いてございます。

以上でございます。

(野本) 要は77万3,000円もかかっているのだというところで、一体何をやっているのだらう、例えばシステムというのはコンピュータソフトの部分なのだろうと思っているのですけれども、それを変えるのにこんなにかかるものなのだろうかというのが率直な疑問なのです。ほかにもこれまでも出てきますが、こういう制度って変わるたびにかかってくるのではないですか。だから、かかり過ぎというふうに感じるわけです。その辺どういうふうに受け止めているのでしょうか。

(介護保険課長) こちら確かに委員おっしゃるとおりでございます、こういうシステム、鴻巣市につきましては個別業者でございます、よその市もいろんな個別業者があると。それで、委員ご指摘のように、それぞれシステム改修のお金がちょっと違うのではないかと、そういった話がありまして、それに伴いまして今回、国のほうもデジタル庁のほうでシステムのクラウド化ですか、そういったことを先々予定して、当然介護保険課もその基幹業務でございますので、先々その国の標準仕様に乗っかれば、例えば今回みたいなシステム改修につきましてもそんなに、要するにクラウド化になりますので、これほどの予算規模がかからないということになっていると思います。ただし、確かにおっしゃるとおり介護保険システムにつきましてはしょっちゅう改修もかかりますし、制度も変わりますので、そのたびごとにこのシステム改修費についてのご審議をお願いしておいて、そうしたご質問があるのですけれども、今国全体としましては、当然のご疑問ですので、デジタル化に向けて、クラウド化に向けて今準備をしているところでございます。

以上でございます。

(潮田) まず、債務負担行為の4ページのところを。一般介護予防事業

委託の件でありますけれども、これは一般介護の場合、介護予防という形の場合だと対象は年齢で区切る以外の区切り方というものはないのでしょうか。

（介護保険課副参事）介護認定をお持ちの方もお持ちでない方もご参加いただけます。

（潮田）前にやはり、全然コロナになるよりもずっと前に白雲荘でのやつを見に行かせていただいたことがあったかなというふうに思うのですけれども、これって先ほど13会場ということでありました。やはり高齢になりますと、皆さんなるべく介護予防をやったほうがいいと思うのですけれども、今後会場をもう少し増やすという、要はすんなり車や何かを使わずに自転車または歩きで行けるとい、身近でということがすごく重要かとは思いますが、13会場より増やしていくとかというようなことというのは考えているものなののでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えいたします。

こちらについては、今後この一般介護予防事業につきましては会場を増やすかどうか、公共施設等を利用しているものなので、一般の方が公民館等を使うこととかもありまして、この一般介護予防だけでかなりの回数を、今現在も結構お借りしているので、今後増やしていくかについてはちょっと様子を見ながら、できる限り、様子を見る形なのですが、先ほど委員のおっしゃられたとおり、やっぱり歩いて身近な場所というのが本来は介護予防にはふさわしいと思いますので、ほかのいきいき百歳体操とかで広めていくというところが、そちらにも重きを置きまして、こちらの一般介護予防事業も進めていくという形で考えております。以上です。

（潮田）先ほどの前任者への答弁でワンクールでという表現がありましたけれども、そのワンクールというのはどのくらいを指すのでしょうか。要は、私も行かせていただいたのは、1回やっていらっしゃるのを見たのと、あとは市民活動センターでやっていたのかな、を見ただけなので、継続してずっと通うのか、それとも単発、行きたいときに行くだけという形なのか、そこら辺確認をしたいと思います。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

コロナの前まではワンクールとかがなくて年間を通してご参加いただけたのですが、今現在、申込み制という形にさせていただきましたので、1会場が月2回のところと1会場が月1回のところがありまして、それでたくさんの方に参加していただきたいことを考えて、4月から9月までと10月から3月までという形で、申込み制で分けております。あとは、月1回のところは1年間という形なのですが、それで1クールという形で先ほどちょっと申し上げてしまいました。以前見学されたときは申込み制ではないときだったのかなと思われそうです。

以上です。

(潮田) そうすると、すごく私そのとき皆さんとっても楽しく参加をされていたというイメージが強くて、指導してくださる方もとっても上手でいらしたのです。今回の債務負担行為でやっている1,783万6,000円、これのうちの人件費がほとんどということでしょうか。会場費とか、これのおおよその内訳ってどういうことになるのでしょうか。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

会場のお金はかかっておりません。市の施設をお使いいただいておりますので、かかってはいなくて、主に人件費とか、あと保険料とか、そういうものが入っております。

以上です。

(潮田) そうすると、先ほど会場を増やしたほうがいいのではないかというふうに私申し上げたのですけれども、今やっているのが高齢者施設とか公民館、公民館もやっているのかな。あと、市民センター、市民活動センターとかという形だと思うのですが、これ例えば教育委員会のほうで持っている集会所だとかというような、市で持っている公共施設の中で対象とできないような施設というものはあるのでしょうか。

(介護保険課副参事) 対象とできない施設ですか。こちらの事業につきましては、金額も結構かかることから、会場をすごく増やしていくということをあまり想定していなくて、でしたので先ほどお話ししたいいき百歳体操を地域の集会所でというところで身近なところを考えており

ましたので、こちらのはつらつ健康スタジオに関して、本来でしたら申込み制ではなく、いつでもいろんなところで毎日やっているという、参加していただけるということを想定して開始しておりましたので、広い会場ですか、そういうところを想定していたので、すみません、ちょっと……

以上です。すみません。

（介護保険課長）補足させていただきますと、今のご質問は対象にできない施設ということなのですが、今年度ちょっと実際あったことなのですが、基本的に夏も冬もかけて行いますので、夏場について比較的冷暖房があまり完備していないところは、場合によっては高齢者の方にとってはふさわしくないのかなと思いますので、今年度も若干冷房等にちょっと支障を来す期間につきましては、参加者の方にご協力いただいておりますか、それが委員ご質問のできない施設ということになるかわかりませんが、そういった事例もございました。

以上でございます。

（潮田）すみません。私ができない施設というのは、法的にこっこの介護保険のほうのは使えないとか、学習施設だと駄目とか、そういう意味での聞こうと思っていたことで、だから今の答弁からすると特にそういった縛りはないというふうに考えてよいというふうに思っているのでしょうか。

（介護保険課長）高齢者の方、当然先ほど委員からご質問ございましたけれども、徒歩で身近なところで行ける施設等でやるのがこういうのは本当望ましいことですので、その法的のことはちょっとあれですけれども、地域包括システムのケアということで市の公共施設、場合によっては公共施設以外でもご協力いただけるところでこのような輪が広がっていけばいいかと思っております。

以上でございます。

（潮田）今、のすっこ体操とか何かいろんなものがあって、市民の方は表になっているものの中の自分がどれに行ったらいいのかがよく分からない、いっぱいあり過ぎて逆に分からないとかというの也被言われたりと

かするのですけれども、のすっこ体操というのも、あれも地域でやるわけだから、特に年齢制限もないのか。地域でやる形でしょうか。今言われた百年何とかというほうの、ちょっとすみません、その説明、この予算とは別件のものということによろしいのでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

紛らわしくてすみません。先ほど話したいいきいき百歳体操というのは全国でやられているものなのですが、鴻巣としてやっている名称をのすっこ体操という名前に変えております。やっているものは全国同じようなことをやっているのですが、のすっこ体操に関しては鴻巣市で広めつつ周知活動しております、地域の先ほどお話のあった歩いて身近な場所を通えるというところで集会所等、各地域の自治会の方であったりとか、地域の集まった方、やっていただくよう周知しているという形になります。介護予防ボランティアの方であったりとか、あとはもう地域の方に自分たちで自主的な活動の通いの場という形で進めていただいております。

以上です。

（潮田）そうしましたら、今のほうのはこれで分かりました。

9ページの繰入金のところ、低所得者保険料軽減繰入金、これの詳細をもう一度伺いをしたいと思います。

（介護保険課長）こちらの介護保険料の段階というのは10段階で分かれておりまして、低所得者の方は比較的安めの金額で設定、1段階、2段階、3段階なのですけれども、低所得者の方に公費を投入しましてさらに介護保険料を軽減するというふうな制度でございます。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1でその公費分については負担しております。以上でございます。

（潮田）その制度は分かるのですけれども、この繰入金が五百何という形。これ毎年このくらい繰入れにしていたのでしたっけ。ちょっとそこら辺の、ちょっと金額も大きいので、どういうことかなというふうので確認をしたいと思います。

（介護保険課長）金額の推移でございますけれども、令和2年度、令和

3年度で介護保険料の金額が変わっておりますので、今回、令和3年度につきましては介護保険への基準額が上がっておりますので、令和3年度につきましては前年度に比べて繰入れ金額は多くなっております。以上でございます。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時22分)

(開議 午前11時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質問ありませんか。質問ありませんね。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。
初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。採決は挙手で行います。
議案第54号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。
よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時37分)

(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
初めに、こども未来部副部長より発言を求められておりますので、これ

を許可します。

(こども未来部副部長) すみません。先ほど野本委員の病児・病後児保育の令和3年度と令和4年度の予算について差がということのご質問の中で、私のほうで子ども・子育て支援交付金の基準額に基づいてということでも申し上げたのですけれども、そのほかに令和4年度につきましては新型コロナウイルス感染症対策の費用を計上しております。そのための差が生じておるとということで補足のほうをよろしくお願いいたします。申し訳ありませんでした。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時01分)



(開議 午後1時01分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) それでは、取りあえず通告してあるものをいきたいと思います。487ページ、保険者機能推進交付金のことで確認したいと思います。先ほど少し説明がありましたけれども、歳入のほうでの保険者機能推進交付金、歳出のほうではどこに当たって、具体的にはどの事業になるのかを確認をしたいと思います。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

この推進交付金につきましては、介護保険特別会計に推進交付金を充当して市町村特別会計地域支援事業及び保険福祉事業等を充実して行う高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止、給付費適正化に必要な取組または市町村が介護保険特別会計に充当した推進交付金を一般会計に繰り出して行う高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止、介護給付費適正化等に資する取組に活用できるとあります。本市では、これを活用して

介護予防・生活支援サービス事業に充当しております。

以上です。

（潮田）介護予防・生活支援サービス事業費というところまでは最初の説明でもありました。具体的に鴻巣市ではこれをどういう事業にされているのかを確認したいと思います。

（介護保険課副参事）先ほども申し上げたのですが、こちらの介護予防・生活支援サービス事業というところで主に予防の部分での給付に充当しているということになります。

以上です。

（健康福祉部長）少し補足させていただきます。

この介護予防・生活支援サービス事業は、昔でいう、昔というか、少し前でいう要支援1、2の方のホームヘルプですとか、通所ですとか、デイサービスを行っていた事業なのですけれども、それを活用して介護の給付に至らないように予防しようという介護予防の事業だったのですけれども、平成27年の介護保険法の改正によってこれが地域支援事業のほうに移行されたのです。保険給付費にあったものが、地域の実情に応じてそれをやってくださいと、介護予防に資するものを工夫してくださいということでこちらの地域支援事業側に移行したのです。ですので、この介護予防・生活支援サービス事業が介護予防に資する事業というところでその交付金を充当しているということでございます。

（潮田）その説明はよく分かるのです。ですけれども、今実際に鴻巣市で行っている事業の具体的にどういうものかというのを教えていただきたいということなのですが。

（介護保険課長）今部長がお話ししたように、地域支援事業、昔でいう要支援1、要支援2の訪問通所介護の相当サービス、そちらのほうの地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費に充当しているということになります。

以上でございます。

（潮田）その説明はよく分かるのですけれども、実際要支援1、要支援2の方にどういうことをしているのかというのを確認したいのですが。

予防のため、いろんな予防ありますよね。どういうことをやっているのかというのを、鴻巣市としての事業としてはこの予算がどういうふうな、具体的に、では例えば、すみません、ここに要支援1、2の人がいるとします。その人に何をしてあげているのかということを知りたいのですが、けれども。

(介護保険課長) 要支援1、要するに要介護1、要介護の方が通常デイサービスに通うと思うのですが、その要支援1と要支援2の方もデイサービスもしくは訪問ヘルプを受けると。もちろんそちらで通常の要介護の方もいらっしゃるし、要支援の方もいらっしゃるけれども、そちらで介護度が進まないように運動なさったりとか、場合によっては入浴されたりとか、そういったところでそちらのほうの事業で使われております。

以上でございます。

(潮田) 分かりました。ここから先はちょっと一般質問に関わるころなので、また後にという形になります。すみません。

続きまして、501ページの高額……すみません、501ページではないや。489ページの介護保険者努力支援交付金、こちらのほうは、この内容、これどういうことに使われるものになるのでしょうか。

(介護保険課副参事) お答えします。

この支援交付金につきましても、介護保険特別会計に支援交付金を充当して、市町村が地域支援事業を充実して行う高齢者の介護予防、健康づくりに必要な取組のうち、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業のうち包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に係る取組に活用できるとあります。先ほどの保険者機能強化推進交付金と同じく、こちらの支援交付金も介護予防・生活支援サービス事業に充当して活用しております。

以上です。

(潮田) そういたしますと、先ほどの保険者機能推進交付金も介護保険者努力支援交付金も歳出のほうの表でいう地域支援事業の中に、これの

事業に使うというよりは、そこに全体に入っていくという考え方でよろしいのでしょうか。

(介護保険課長) 先ほどご説明のとおり、介護予防・生活支援サービス事業費のほうに充当していると考えていただいて結構だと思います。

(潮田) 分かりました。そうすると、その交付金とかというのは必ずこれではなければならないという縛りがあるのではなくて、条件が合致するものであれば地域支援事業の中のどれかに入っているという考え方でよろしいのでしょうか。

(介護保険課長) そうです。保険者機能強化推進交付金、努力支援交付金もそちらに充当すべきメニューがありますので、今こちらにやっておりますけれども、条件が許せばそちらに充てることも可能ですが、鴻巣市としてはこちらの介護予防・生活支援サービス事業費に充てることによって介護保険会計のほうについて運営しておりますので、今のところそちらのほうに充てております。

以上でございます。

(潮田) それでは、501ページの高額介護予防サービス費支給事業のほうになります。これももう少しまた詳細を教えてくださいませんか。

(介護保険課長) 高額介護予防サービス費なので、要支援1、要支援2、予防とつきますので、要支援1、要支援2の方が介護サービス利用時の利用者負担が高額になった場合に一定の金額を超えた部分を支給する事業でございます。

以上でございます。

(潮田) 分かりました。今回の特別会計のほうで全体に関わる部分なのですけれども、コロナによる影響で令和2年と比較して顕著であったものというものが何であったか、また……まずはそういったものがあるかどうかを確認いたします。

(介護保険課長) 今の潮田委員のご質問は、介護保険特別会計の運営の上で非常に大きな視点でございまして、そちらについては、分析といたしまして令和3年度と令和2年度でまず給付費の差から影響を判断させていただきますと、要介護1から要介護5までの介護サービスでは、訪

問リハビリテーションとか通所リハビリテーション等が令和2年度に比べて令和3年度の給付がむしろマイナスとなっております。これにつきまして、リハビリ離れや外出控えによる機能低下が懸念事項となっております。その他の通所介護、訪問介護につきましては、令和2年度はコロナ禍でかなり抑制されておりましたけれども、令和3年度は復活しておるのですけれども、なぜこの訪問リハビリ、通所リハビリが2年度に比べて控えているのかなというふうなちょっと分析なのですけれども、リハビリを使うには医師の指示書が必要になります。医師の指示書が必要になるということは、場合によっては医療まで行かないで少しこちらが控えられているのかなというふうな推測をしております。

以上でございます。

（潮田）その訪問だったり、通所が少ないのは施設の側がコロナになることを恐れていて、通所とかをもう一切中止しているというところも多いからではないかと思うのですが、実際そういったところから介護保険課に対して事業者さんから何か苦情というか、この件について困っているとかというような声というのは市のほうに上がってくるのでしょうか。

（介護保険課長）コロナ前につきましては、事業者担当というのがありまして、我々が事業者に行って実地指導、監査等で細かく意見を吸い上げておるのですが、正直コロナ禍になって我々も事業所になかなかお邪魔できない状態だったと。そうすると、正直コロナ前に比べて細かい声というか、本音もなかなか聞き取れないというのが事実でございます。でも、コロナ禍になって事業所のほうがこちらにかけてくる声につきましては、なかなか本音というのがやはり、コロナの対応等がやっぱり苦慮しておりまして、場合によっては介護職員の方にもかなり負担がかかっている等の声がちらちら聞こえてきているところでございます。

以上でございます。

（潮田）それに関しては、先日も少しお話もさせていただきましたけれども、やはりこれ高齢者の現場はコロナによる影響ってすごくあるようなのです。だから、これ訪問とか通所の場合の問題というのはお金にも

出てくるかと思うのですけれども、実際には入所している方の実態というのが全く見えてこないのが令和3年のときだったかなと思うのですけれども、そういった入所している介護度3以上の方で、そのご家族の方から市への何か要望とかというのは、令和3年に関しては何かありましたでしょうか。

（介護保険課長）ご家族の方が要望があるのは、この辺はやむを得ないと思うのです、やはり。面会ができないと。ですから、そうするとご家族の入所されている方の状況がよく分からないというふうな苦情というか、市に対してもそういった意見等は当然ございました。それで、施設等につきましても、コロナがはやっているときにつきましても、原則面会、ご家族の方も含めて面会禁止ですので、その辺のご家族と入所されている方のコミュニケーションというか、それについては大きなそごが、そごというか、大きな懸念であったと思います。

以上でございます。

（潮田）今課長がおっしゃられたところに関連するのですけれども、私の記憶ではたしか去年、令和2年度だったか3年度だったかにタブレットとかを市からも施設に支給だか、そのための何か補助金か何かがあったのでしたっけ。それで会えているところもあるかもしれないけれども、市内でもっと小さい事業所、グループホームとかでも全く会えないかと思うのですけれども、そういったものに対しての支援というのは、今回の決算書の中では何か出ているものというものはあるのでしょうか。

（介護保険課長）令和2年度につきましても、委員ご指摘のようなタブレットについての補助をさせていただいたところはありますけれども、令和3年度につきましても、そちらに対しての補助というのはございません。

（野本）決算書、介護保険特別会計の491ページになります。保険給付費準備基金、補正にもありましたけれども、これについては3年ごとに、3年間を軸としてやっていくということで、令和3年度は基金の状況どうであったか、あとまた今後の見通しについて伺います。

（介護保険課長）午前中の補正の質疑でもお答えしましたように、今年

度基金として積み立てることができました。令和3年度につきましては、何度も申し上げますとおり3年間の計画の初年度でございますので、積立てを行えたということは、ある意味計画どおりと言えらると思っておりますけれども、令和4年度以降についての給付費の推移につきましては注意深く見守っていき、今後の介護保険特別会計について注意深く見守る必要があると感じております。

以上でございます。

(野本) そのとおりであろうと思っております。やはり介護保険料の給付については増えていくのだろうなというふうに思うわけですが、その辺の見込みという、当然介護度が予測できるものではないので、分からないとは思いますが、その扱っている立場としてはどういうふうな今後の予想といたしますか、見込みを持っているのでしょうか。

(介護保険課長) いわゆる介護の世界では、2025年問題、2040年問題と申しまして、団塊の世代の方が全て75歳以上となる2025年や、第2次ベビーブーマーの1971年以降の方が65歳以上を迎える2040年に向けて制度設計をしていくのが常道だと思っております。その他、高齢者単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者等も高齢者の方が増えるにつれて増加が見込まれるなど、介護サービスの需要はさらに増加、多様化することが明らかで、給付費の増加は免れないものと考えております。しかし、一方、このように順調に給付費が伸びることは予想されるのですが、先ほど潮田委員のご質問もありましたけれども、介護職員のほうはかなり不足されているので、そのとおり給付費が、言い方は悪いのですが、順調に伸びればそれだけ介護職員の受皿があるというふうな認識であるのですが、介護職員についてかなり不足されているのが現状だと思っておりますので、そういったことも大いに懸念しているところでございます。

以上でございます。

(野本) 介護職員の不足につきましては、本当に今後大きな課題になっていくかと思っておりますが、課題は想像できるけれども、それを解決する方法というのは何か想像できるものがあるのですか。

(介護保険課長) 先ほど事業者担当で小まめに、コロナ前は介護保険課担当職員が各事業所に小まめに足を運ばせていただいて、場合によっては現場の職員の方に、管理者、上の方だけではなくて現場の職員の方とお話しさせていただきました。そのときで今委員ご質問のとおり何が我々にはできるかなというときに、あまりいい制度ではなかったと思うのですが、令和元年度に一般会計のほうでご審議いただきましたけれども、介護職員就職支援事業補助金を県内で初めて一応設立いたしましたして、かなり介護職員の方が不足して、大事にしたいというような意思表示で令和元年度に市としてはその補助金制度を施行いたしました。ですから、今後また現場の声も聞きまして、何か行政としてのできるものがあれば知恵を絞っていかなければと思っております。

以上でございます。

(野本) そういう課題がある中で、可能性としてICTの活用ですとか、そういうものというのは今徐々に研究されているといたしますか、試されているかと思えますけれども、その辺の使うという、利用するといたしますか、そういうもの、時代としても今5Gという時代をそろそろ迎えつつあって、それがどのくらい浸透していくかによっても活用できる可能性というものがあるかと思うのですけれども、今決算ですから、それ以上にはいかないのですが、そういう可能性というのは、例えば国とかそういうところからの情報というのはまだないのでしょうか。

(介護保険課長) 委員おっしゃるとおり、確かにICT、例えば介護ロボットとか、そういった先進機器を利用して介護技術、介護のほうに生かすというところは国からも情報提供とか多々あります。介護ロボット等の導入等に伴う補助金等も時折その補助金のご案内等は来ておるのですが、しかし一方、介護事業所の職員にちょっと確認してみると、ロボットで入浴介助とか何か実際なかなか難しいよとか、ちょっとそういうなかなか、ICTを使えるものと使えない分野と、ちょっとその辺が介護の分野につきましてはなかなかその区分けと、実際導入して介護の現場の職員の方が使いこなせるかというのと、またこれは別問題だと思いますので、その辺も含めてまた検討材料になるかと思えます。

以上でございます。

(野本)では、次に499ページのところで、ここにあります3つの事業について、居宅介護サービス給付事業、それから地域密着型介護サービス給付事業、それから施設介護サービス給付事業とあります。これまでの中で、やはり施設の数ですとか、そういうものによってもその地域の在り方というのは変わってくるということも伺ってまいりました。その中で各種、その3種類の介護のバランスが令和3年度というのはどういうふうになっていたのか、それから今後の在り方、それから保険財政についての見通し、この辺を伺っていきたいと思います。

(介護保険課長)まず、保険財政の見込みなのですが、鴻巣市につきましては、幸いまだ要介護認定率につきましては全国、ちょっと古いデータで恐縮なのですが、鴻巣市の要介護率は12.2%、全国平均ですと18.5%、埼玉県が15.4%ですので、それに比べると要介護率は低く推移しておると。それで、1人当たりの給付月額、これもちょっと古い資料で恐縮なのですが、令和元年度現在で鴻巣市はお一人当たり1万6,970円の給付費を平均して使っております。全国平均ですと2万1,956円、埼玉県でも1万8,133円なので、鴻巣市につきましては、皆様が要介護、介護予防等、力入れていただいて、今のところ全国規模、埼玉県規模にはなっていないと認識はしております。でも、ただし委員ご指摘のように鴻巣につきましてはかなり施設が多いですので、先ほど鴻巣市1万6,970円なのですが、内訳としましては在宅の介護で使っているものが6,893円、施設系で1万77円というので、施設系のほうが多い状態になってしまっております。これが全国規模でちょっと目を向けますと、在宅のほうは1万1,548円で、施設系のほうが1万408円ということで、鴻巣はかなり施設介護のほうをある意味で充実しているとは思いますが、施設系介護のほうに軸足が行ってしまっているというふうな認識はしております。ですから、今後、もちろん本当に在宅で介護の無理な方につきましては必要な施設整備はぜひ進めるべきだと思いますけれども、在宅介護のほうも、車の両輪ではございませんけれども、併用して進めていくべきだと感じております。

以上でございます。

（野本）地域の实情としてそういう傾向になっているということは、そのとおりだと思います。ただ、市民の立場からといいますか、感情的と言ったらいいか分からないですが、やはり介護というのは在宅というものが基本といいますか、できるのであればそれが望ましいのではないかというふうに思いますが、そこのところへの持っていき方といいますか、その充実をさせていくということは大切なのではないかなと思いますが、その辺の見解といいますか、そういうふうに持っていくためにどうしたらいいのかというのは、担当課としてはどういうふうに考えているのでしょうか。

（介護保険課長）委員ご指摘のとおり、確かにそのとおりでございます。それをなるべく在宅で介護というか、在宅で高齢者の方が住み慣れた地域でお過ごしいただくのが目標というか、そちらのほう理想形だと思います。それに基づきまして高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で住み続けていただくように、地域包括ケアシステムにつきまして、様々なネットワークで今でも進めておりますけれども、ますますその地域包括ケアシステムの進化、推進に向けた取組をさらに進めていく必要があると感じております。さらに、高齢者本人による取組である自助、地域における住民同士の支え合いである互助、自助を支えるための社会連携による医療と介護保険サービスである共助、市の責任で行う公助等もそれぞれバランスよく充実させていく必要があると感じております。以上でございます。

（野本）専門的な言葉というわけでもないけれども、それを我々の立場、レベルからいいますと見守りという言葉にも言い換えることができるのかなというふうに思うのですけれども、見守りの充実と言ったらいいのでしょうか、その辺は令和3年度というのはどういうふうに行われていたのか伺いたいと思います。

（介護保険課長）令和3年度につきましてという今限定のご質問でしたけれども、今年度につきましては、今月から始まった見守りシステム等を市としては施行しておりますので、今年度以降は施策として推進して

いきますけれども、令和3年という限定になりますと、やはりコロナ禍ですし、民生委員さん等にも敬老祝金等配っていただけていないですし、敬老会等も中止になったということもございますので、なかなか見守りに対する網というか、それについては、令和3年度についてはコロナ禍でありますので、なかなか難しかったというふうな認識でございます。

（健康福祉部長）令和3年度は、第8期の介護保険事業計画の初年度でございます。施設整備、それから在宅系のサービスの整備については、計画に盛り込んだ内容で初年度を迎えたというところでございますので、その中で不足している、コロナの状況もございまして、こういうサービスを充実させていこうということについては次の第9期の介護保険事業計画の中で検討していくのだろうなと思います。

（野本）分かりました。

次に、507ページでいいのかな、生活支援体制準備事業、こちらにつきましては私の先ほどの質問に関連していて、家庭における介護ということを見ると、私のところも、私の親も家内の親もそういう状況で、介護者の負担というものが非常に、家族の負担といたしますか、大きいわけですが、介護する者のケアというものが併せて必要になると考えておりますが、これについてはこの事業はどのように機能していたのか、また目標といたしますか、成果があったかどうかということ伺いたしたいと思います。

（介護保険課副参事）お答えいたします。

生活支援体制整備事業でございますが、こちらの事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中で、医療、介護のサービスの提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業者等、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるように多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく事業でございます。地域の支え合いというところを整備していくという、そういう事業になっております

ので、直接的な介護者支援というところでの事業ではないのですが、今後地域での様々な生活支援体制が整っていくことで介護者の支援につながるということも考えられると思います。

以上です。

（野本）やはり介護者、家族というのは、家族同士であるので、やはり周りが見えなくなってしまうといいますか、一般的なふうに客観的に見えないという中での話なので、そういう支援コーディネーターですとか、ケアマネジャーですとか、そういう方々のアドバイスですとか、助けというのは非常にありがたいものだと思っております。そういう中で、そういう方々、地域ごとの支援というのは非常に、実際の体の大変さだけでなく、心の負担みたいな部分のサポートにもなっていくのではないかなというふうに思いますが、それがこの事業かどうかというのはちょっと正確に分かってはいないのですが、その辺のメンテと言ったらいいか、対応はどのようなふうにされていたのかというところを伺えればと思います。

（介護保険課長）委員のご質問のとおり、ご家族の方、それに対する精神的ケアとか、家族同士の話ということにつきましては、地域支援事業の家族介護支援事業ですか、そちらがございまして、こちらは地域包括等に委託している事業でもございますけれども、要するに介護されている方が情報交換とか、今委員おっしゃったように専門家の地域包括職員がアドバイスをしたり、場合によっては認知症のご家族の方が認知症カフェ、オレンジカフェ等を集まっていただいて、そちらで情報交換、認知症相談員がそちらでちょっとアドバイスというか、そちらで息抜きというか、そういったところの精神的ケアも含めまして各種やっておりますけれども、これもコロナの問題で開催するのもなかなか苦慮しているのが現状でございまして、でも委員おっしゃるとおり家族のケアというのは、介護される方はもちろん大事ですけれども、ご家族の方のケアというのも本当に必要な事項だと思っておりますので、今後工夫して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

(野本) あわせて、その項目の下にあります認知症総合支援事業になりますが、今の答弁と大分関連するかと思います。介護者においては毎日毎日同じやり取りみたいなことを繰り返さなければならないという実情ですので、そこを伺えれば、その後の509ページの家族介護支援事業ですか、先ほど出ましたのがそうですね。そこに関連して最後に伺えればと思います。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

認知症総合支援事業につきましては、主な実績なのですが、初期集中支援の支援の実績は、累計で令和3年度が669件でした。ほかに、認知症支援推進員の相談支援件数は1,999件、先ほどもちょっとお話がありましたオレンジカフェが、市内5か所で23回実施しまして、利用者が224人、オレンジダイヤル、認知症の相談ダイヤルですが、65件、若年認知症本人の集いが市内1か所で5回開催しました。あと、3年度から始まった事業で、オレンジコーディネーターを中心としたチームオレンジを創設し、2チームが稼働しました。

以上です。

(委員長) おおむね1時間たちましたので、ここで15分の休憩を取りたいと思います。

(休憩 午後1時57分)



(開議 午後2時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) それなりに通告もしているのですけれども、介護保険の歳出決算の概要を見てお聞きをしたいと思います。

保険料滞納者の実態ですけれども…

(委員長) 菅野博子委員に申し上げます。

分かればページ数を言っていたきたい。

(菅野) ページ数ではなくて…

(委員長) こちらのほうの説明書の中ですね。

(菅野) これ見て。すみません。

(委員長)でも、通告をしてありますから、多分分かると思うのですが。ページ数。

(菅野) これを見ていいですか。これに従って聞くという。

(委員長) 場所が分かれば。

(菅野) 通告はしてあるのですけれども……

(487ページの声あり)

(菅野) 最初に本市の保険料滞納者給付制限の実態を聞いているわけですが……

(委員長) 487ページですね。お願いします。

(菅野) 利用料の自己負担の引上げ、給付制限をしているのですけれども、保険料滞納者の実態は、全国調査で、21年4月1日、前年比104.6%となっているのです。それで、給付制限については前年比169.9%となっているのですけれども、これは全国調査ですけれども、本市の保険料の滞納者、それから給付制限の実態についてお聞きしたいわけです。利用料の自己負担の引上げが、2009年が法制上、導入時原則1割負担だったのです。2015年4月から2割負担になった。それから、2018年4月からは原則3割負担になっているのです。このことにより、いわゆる利用しづらい状況になっていって、我慢する状況になっているのか、そこら辺はどういうふうに行政として認識しているのでしょうか。まずこれを聞きます。

(介護保険課長) まず、滞納者の実態なのですけれども、決算概要にも数字を載せておるのですけれども、令和3年度につきましては収入未済額が724万6,226円で、件数といたしまして1,201件となっております。令和2年度が収入未済額828万1,300円で、1,329円減となっております、比較すると103万5,074円減少して128件の減となっております。

2点目のご質問の給付制限というご質問ですけれども、介護保険料を納めていない方につきましては3種類、納めていただいていないことによって、いわゆるペナルティーがございます。

(菅野) すみません、もうちょっと分かるように言っていただけますか。滑舌が何か早口でよく分からないのですけれども。

(介護保険課長) 申し訳ございません。では、最初から。すみません。申し訳ございません。まず……

(菅野) それぐらいの声で。ゆっくり。数字書き込めるように。

(介護保険課長) では、ゆっくりさせていただきます。令和3年度の収入未済額が724万6,226円で、1,201件となっております。令和2年度につきましては、収入未済額828万1,300円で、1,329件となっております。比較いたしますと103万5,074円の減少、128件の減少となっております。

それで、2つ目の給付制限というご質問ですけれども、菅野委員ご存じかと思うのですけれども、給付制限につきましては3種類、介護保険料を納めていただかないことによってペナルティーがございます。1つ目は、1年以上滞納している場合につきましては、全額自己負担を行っていただきまして、後日申請により保険給付分が払い戻される、いわゆる償還払いの措置。こちらの対象者につきましては、いらっしゃいません。

2つ目は、1年6か月以上滞納している場合につきましては、先ほどのように全額自己負担を行っていただいた後、後日申請による保険給付をしていただくのですけれども、その差止めも措置が行える、いわゆる償還払いをして差止めの措置をするということになるのですが、こちらの対象者もいらっしゃいません。3つ目が、これが委員のご質問の一番の肝だと思うのですけれども、2年以上滞納している場合で、2年以上滞納する介護保険料につきましては、2年以上滞納いたしますと欠損で落ちてしまいますので、保険料を納めていただいていない過去の期間に応じて利用者負担の割合が引き上げられます。具体的には、1割負担の方が3割負担等になるのですけれども、こちらの対象者につきましては3名いらっしゃいました。この3名の方とも本来の1割負担が3割負担による給付を行っております。

そして、最後のご質問なのですけれども、年度によって2割負担、3割負担になるというふうなご質問ですけれども、これ数字のデータだけちょっとご案内いたしますけれども、利用者負担につきましては、こちらの歳入の右端にも認定状況の表、2番ですけれども、認定状況の数字も出させていただいていますけれども、こちら令和3年度末要介護認定者

数、1号被保険者4,384人となっており、そのうち1割負担の方が3,986名、2割負担の方が242名、3割負担の方が156名となっております。ちなみに、こちら数字の下段にある第2号被保険者の方につきましては全て1割負担となっております。それで、委員ご質問の2割、3割だから使いづらくなるのではないかというご質問なのですが、一応2割負担の方、ちょっと細かい収入の要件があるのですが、2割負担の方は原則、合計の所得金額が160万円以上の方、3割負担の方につきましては合計所得金額が220万円以上の方が2割もしくは3割のほうの負担をいただいておりますので、特にその2割、3割負担の方が利用控え等が行われているというふうな認識というか、そのようなご質問等は伝え聞いてはございません。

以上でございます。

(菅野) 低所得者だから、いわゆる利用ができないということはないということなのですか。負担割合もどうなのでしょう。厚労省が2021年4月から介護認定の更新を4年間に延長しましたよね。そのことによって本市の影響がこういうことに、よい方向に行ったということでしょうか。仮にお金がなくて払えないという方にどういうふうに影響を及ぼしたのか。

(介護保険課長) 低所得の方がお金が払えなくてということはちょっとあれなのですが、今ご質問のとおり、令和3年4月1日から要介護認定期間を委員ご質問のとおり最大48か月にするというような施行がされたことについてご説明させていただきます。委員ご質問のとおり、要介護更新認定、要支援更新認定における有効期間が最大48か月になるという延長措置については、令和3年4月1日から施行されました。本市といたしましては、3年度の1年間でちょっといろいろ検証したり、介護認定審査会等の先生とかのご意見伺いまして、今年の令和4年4月1日以降の介護認定審査会より、現在利用しております簡素化対象者の方の有効期間の36か月を48か月に変更したことになります。簡素化対象者と申しますのは、更新申請の第1号被保険者であり、要介護度が前回の要介護度と同一であり、身体の状態が安定している要介護2から要介

護の方を対象としているところでございます。簡素化対象者の方につきましては、身体の状態が安定しておりますことから、有効期間を36か月から48か月に変更しても介護サービスに影響はないものと考えておりますし、現在のところ、このことによる本市の影響はございません。また、48か月に延長することによりまして、介護支援専門員もしくは地域包括支援センターにこういうふうな、市はこういうふうにやりますので、例えば自分のケースの方につきましては、お体の状態に変更がある場合につきましては区分変更申請等を行ってくださいというようなご案内も差し上げております。

以上でございます。

（菅野）そういう場合、介護度が下がって、いわゆる適切な介護サービスが利用できないという例というのは、もしかしてどのぐらいあるのかないのか。

（介護保険課長）そちらは、まず介護度が下がるということは、ご本人の心身のレベルがちょっと自立に向かうというか、レベルが上がるというような認識であるというのは一般的に感じております。それと、この辺り結構市民の方からも問合せが多いところなのですけれども、介護度が下がると何かサービスがとかなんとかという話も多少はあるのですけれども、要介護度の判定に当たりましては、客観的な指標に準拠した調査を実施することによって、一日のうちで生活における他者による介助を要する時間を算出したしまして、医師や専門家の意見を反映することで適切な要介護度を決定しておると考えております。要支援及び要介護それぞれの区分でその状態に必要なと思われる多様なサービス類型が設けられておりますので、それらのサービスを組み合わせることで各介護度に応じた適切なサービスの利用ができていますものと考えております。

以上でございます。

（菅野）ということは、あなたは要介護幾つですよと言われても、鴻巣市の場合ほとんど納得のいくサービスが保障されているという認識でいいということですか。本人が納得のいくサービスがされているという。

（介護保険課長）先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、その状

態に必要と思われる多様なサービス類型が設けられておりますので、そのように考えていただいて結構だと思います。

（菅野）うちで見る場合はあれですけれども、例えば施設に入所するという方、特定入所者介護サービス費支給事業で施設入所する方については、どのような規制なり、あれがあるかなのですけれども、特定入所者介護予防サービス費支給事業として1日当たりの負担限度額が、居住型の負担限度額は、ユニット型個室だと、第1段階が820円とありますね。それで、第2段階が820円、第3段階が1,310円。それで、多床室は、第1段階はゼロで、第2段階370円、第3段階370円。食費の負担限度額もこちらにありますけれども、短期入所の場合は、第1段階300円、第2段階600円、第3段階1,000円、第3段階より上は1,360円ということで、居住費の負担限度額もその人の健康等によって大変額が変わって、お金がかかるということなのでしょうね。こうした介護サービス支給事業がいわゆる高齢者だけの家族の方に決断を迫って、どういう事業を受けるよということがきちっと備わる形式になっているのでしょうか、鴻巣の場合。何か若い人と一緒に住んでいなければ、年寄りだけの家族ではなかなか説明されても分からない、それで年金もいっぱいもらっているか貯蓄があればいいのですけれども、そうではない低所得者の方にはこの制度そのものを利用できないということはないのでしょうか。そこら辺をまずお聞きしたいと思います。

（介護保険課長）委員ご指摘のように、今高齢者の方、お一人の方もしくは高齢者だけで住まわれる方がいるので、こういう契約に結びつく介護保険サービス、何が適切かというのはなかなか、ご判断ですか、なかなか難しいということは認識しております。それに伴いまして、地域包括支援センター、先ほどご家族との介護についての専門家として地域包括支援センター等もご案内しておりますので、地域包括支援センター、場合によっては国家資格である介護支援専門員を通してケアプラン等を作成いたしますので、その辺のところはお一人お一人その方の体の状態に合わせて適切な介護サービスが使用されているというふうに認識しております。

以上でございます。

（菅野）では、認知症総合支援事業というのはどのように住民の皆さんに分かるように成果を上げているのかお聞きをします。総合支援事業というの。

（介護保険課副参事）認知症の周知ということでよろしかったでしょうか。認知症につきましては、地域包括支援センターこうのとりに業務委託をしております、認知症の初期集中支援事業や認知症地域支援ケア向上事業とって、あと認知症サポーター活動促進地域づくり推進事業という3つの事業を委託して実施しております。周知については、初期集中支援事業は、先ほどの実績でもお話ししたのですが、早期に関われるよう……すみません。3つの事業をまとめて。認知症につきましては、9月が世界アルツハイマーデーということで、市役所の懸垂幕、今月からオレンジの懸垂幕を掲げているのですが、広く認知症の普及啓発ということで今月から掲げております。昨年度実績というよりは、今月からちょっと新たにやった事業なのですが、普及啓発もしております。

（菅野）権利擁護事業について、最後1点お聞きします。地域において尊厳のある生活を維持し、安心してできるように高齢者の権利擁護のために必要な支援を行いますということが掲げられていますけれども、どのような権利を擁護するという事業をどれぐらいの人に行っているのかお聞きをします。

（介護保険課副参事）お答えします。こちらの事業も地域包括支援センターに委託して実施しているもので、市民の方に権利擁護相談として延べ400件、内訳としては、成年後見制度で51件、虐待防止及び擁護者支援ということで322件、消費者被害防止ということで27件支援しております。

以上です。

（菅野）虐待が322件って、これ見過ごせないと思うのですが、どのように解決していくのかお聞きをします。

（介護保険課副参事）こちら重度なのか軽度なのかというところにもよると思うのですが、これは延べ件数という形になりますので、家族の中

での子どもだったりとかということなのでこの件数が上がっているのですが、包括支援センターのほうで支援をして対応している件数になります。以上です。

(菅野) 包括でやっているということですがけれども、市役所としてその数値をつかむわけですよ。そうすると、施策の中に市役所としては今後どのようにして施策をつくるのかというのをお聞きします。

(介護保険課副参事) お答えします。

市のほうでは、福祉課のほうでもあります重層化の体制整備ということで、市のほうの職員も一緒に関わったりして対応しております。以上です。

(委員長) 以上で時間が終わりました。

通告のありました質問は全て終わりました。

これで質疑を終わります。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(菅野) 質疑の中でも、いわゆる金銭の問題、それから精神的な問題も含めまして介護保険会計自体が本当に年を取っても安心して住み慣れたまちで暮らしていける、そして日本の年金制度が非常に低い中で、そもそも国の制度が個人のところまで生活困難が押し寄せてきているという実態を本当に実感いたします。このことを述べて反対討論とします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第59号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

次に、文教福祉常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。文教福祉常任委員会の視察研修について、日程は令和4年10月3日月曜日から5日水曜の3日間、視察先、視察項目については、守口市、さつき学園について、河内長野市、河内長野市第2期文化振興計画について、名古屋市、名古屋市障害者雇用支援センターについてとし、実施したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、文教福祉常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定いたしました。

次に、文化芸術振興基本条例に係る調査及び研究に関する事項について、閉会中の継続審査としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、文化芸術振興基本条例に係る調査及び研究に関する事項について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時39分)